

早稲田大学 文化構想学部 2010 年度ゼミ論文

「拡がる相模原」

文化構想学部

社会構築論系

地域・都市論プログラム

浦野ゼミナール

学籍番号 1T070147-5

内田佳奈子

目次

はじめに

第一章 地域コミュニティの成立

第一節 相模原のルーツ（集落の形成／十八の村）

第二節 コミュニティの統合（大区・小区制と郡区町村編成法／明治初頭の合併／新村の成立／新開開発）

第三節 帰属意識の移り変わり（旧村意識／旧村意識の薄れ／階層による亀裂）

第二章 地域の拡大と新規住民の大量流入

第一節 強制的な地域変革（軍関係施設の建設／軍都の発展／相模原町の誕生）

第二節 ターニングポイント（終戦と分町指向／相模原市の誕生）

第三節 都市化と新規住民の大量流入（開拓団の入植／市街地開発区域への指定／工場誘致と工業団地の建設／工業化と公害／団地の建設／都市化）

第三章 政令指定都市への布石

第一節 津久井地域と周辺地域の関係（津久井地域と周辺地域／旧市域と津久井地域の関係／水源地として）

第二節 旧市域と津久井地域の合併（合併の起こり／任意合併協議会／合併までの流れ）

第四章 今後の相模原

第一説 中心地の欠如（一体感のないデメリット／周辺都市への依存／行政サービスの不均衡の是正）

第二節 地域のまちづくり（先駆事例／地域資源を生かしたまちづくりを）

まとめ

はじめに

相模原市は人口 70 万人を越える、県下 3 番目の大きなまちである。2010 年 4 月には、政令指定都市に移行した。

相模原市は合併を繰り返してきたまちである。その合併は地域間の連携の強まりからなる自発的なものではなく、都市経営的な意味を多く含む、行政目線による外圧的なものであった。いうなれば枠組みが先に整った形であり、これからどのようにして内部の連携・一体感を作り上げていくかが課題である。また相模原市は「へそのないまち」と表現され、地域を表すイメージが欠如している。ラベル付けの不確定は、海のものとも山のものとも知れない得体の無さであり、市の魅力の発見・認識・共有・活用がされていないという事実を表す。

全市的なイメージの欠如は市のセールスの弱さという弱点を孕むが、しかし同時に全市的なラベル付けが無いからこそ、市内各地域のさまざまな個性をそれぞれに活かした多様な価値のあるまちづくりが可能なのではないか。それが市全体としての魅力につながるのではないかと思う。私は相模原市の南端の磯部に住んでいる。バスも鉄道も 1 時間に数本しかなく、近くの米軍基地から飛び立つ飛行機が朝からうるさいような土地だが、大山を遠景に田園や低層住宅、相模川に広い空が望める風景は美しい。商店街は近くにないが、海老名や相模大野、町田、橋本などの商業地とも交通網が結ばれている。私は今の自分の住んでいる地域がとても好きである。このように地域ごとに魅力は存在し、またその個性を活かすことで今よりさらに魅力的にもなりうると思う。

この論文では、まず今の相模原市がどのように形成されていったかを研究し、地域という枠組みのコミュニティがどのような変遷を辿っていったかを考察する。地域の個性を活かすためにはまず地域の個性を知ることが必要であり、地域の個性をつくるのはそこに住む人、またコミュニティであると考え。地域をひとつのコミュニティをみなし、そのコミュニティの文脈、歴史的な形成過程に特に注目しながら、地域内と地域間の関係性や地域のキャラクターを把握することを第一の目的とする。

コミュニティの変遷という観点から見ると、相模原市の今までは大きく二つの段階に分けられる。その契機は、相模原市の前身である相模原町の誕生だ。相模原町は、それまで旧村としてあった旧市域七つの町村と、座間町を合併してできた¹。相模原方面に軍部の関係施設が相次いで建設されることになり、その便宜上の合併だった。七つの町村は、明治 23 年の町村合併により十八の旧村が合併されたものである。当初は合併への反対や、旧村のアイデンティティどうしが衝突することもあったが、大正を経て旧村意識は薄れていき、新村へのアイデンティティや帰属意識も芽生えていった²。しかし七つの町村を合併した相

¹ 平成 18 年の合併以前の市域を、平成 22 年現在の市域と区別するために“旧市域”と表現する。明治 23 年の合併以前の十八か村を、合併後の七か村と区別するために“旧村”と表示する。座間町は相模原市の市制が施行される前、戦後すぐに相模原町から分町した。

² 明治 23 年の合併以前の十八の区分による旧村と対比し、合併以降の七か町村を“新村”と表示する。

模原町は、戦後すぐ市制を施行して相模原市となり市街地開発をすすめた。これによって元の七つの町村の住民が、ひとつの相模原町の住民として一体感を獲得する前に大量の新規住民が流入してくるようになった³。新規住民に押し流され、以降相模原市民としてのアイデンティティは醸成されることはなく、相模原市は単純に肥大化し都市化していく。

平成 18・19 年には北西の津久井地域が編入合併し、相模原市の市域・人口はさらに拡大した。この合併が新たな第 3 のステージへの突入を意味するのか、それとも単純な肥大化の継続であるのかはまだ不明である。

しかし私は前述の通り、市内の多様な個性は魅力あるまちづくりにつながれると考え、さらに自分が住んでいる相模原市が好きなので、ぜひこの合併を契機として新たなまちづくりが始まることを期待する。それは住民が愛着をもつまちづくりだ。相模原市は戦後の流入人口が多く、相模原をもとものふるさととする人の割合は少なくなった。しかしだからこそ、地域ごとの個性を活かしながら市としての魅力につながられれば、新しくみんなのふるさとにできるのではないかと考え、最終章では新たなまちづくりの手段、平成 22 年から導入されたまちづくり会議や区民会議について言及する。

³ 合併により相模原町が誕生した際には、軍都として発展することが軍部の意向によって町に目的付けられていた。しかし敗戦によってその目的は失われ、分町指向が起こった。

【相模原市の変遷】⁴

年月	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
明治 22 年 4 月	座間村、新磯村、麻溝村、田名村、溝村、大沢村、相原村、大野村が誕生	川尻村、湘南村、三沢村が誕生	三沢村、中野村、太井村、又野村、三ヶ木村、青山村、根小屋村、長竹村、鳥屋村、青野原村、青根村が誕生	小原村、内郷村、千木良村、与瀬駅が誕生
明治 42 年 5 月			青山村、根小屋村、串川村が合併し、串川村が誕生	
大正 2 年 4 月				与瀬駅が町制を施行し、与瀬町が誕生
大正 15 年 1 月	溝村が町制を施行し、上溝町が誕生			
昭和 12 年 12 月	座間村が町制を施行し、座間町が誕生			
昭和 16 年 4 月	座間町、上溝町、新磯村、麻溝村、			
	田名村、大沢村、相原村、大野村が合併し、相模原町が誕生			
昭和 23 年 9 月	座間町が分立			
昭和 29 年 11 月	市制を施行し、相模原市が誕生			
昭和 30 年 4 月		川尻村、湘南村、三沢村の一部（注）が合併し、町制が施行され、城山町が誕生	中野町、串川村、鳥屋村、青野原村、青根村、三沢村の一部（注）が合併し、津久井町が誕生	小原町、与瀬町、内郷村、千木良村が合併し、相模湖町が誕生

⁴ 相模原市ホームページ

市町村合併 Q&A「Q3.今までに市町村合併はあったのですか？」

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/gappei/tsukui_ninnikyogikai/003287.html

（平成 22 年 12 月 15 日閲覧）

※三沢村：中沢地区（城山町）、三井地区（津久井町）

第一章 地域コミュニティの成立

第一節 相模原のルーツ

集落の形成

旧市域は相模原台地の北半分に位置し、南側を大和市、座間市、厚木市、西側を愛川町、旧城山町、北側を東京都町田市と面している。相模原台地は相模川の旧扇状地であるため南から北にゆるく傾斜し、三段の河岸段丘を形成している。各段丘面の代表的な地名から、地質学では上段を相模原面、中段を田名原面、下段を陽原面と命名している。

以前は中央に相模野と呼ばれる荒れ地が、東西約 6 キロメートル南北 20 キロメートルの広さで上溝と上矢部新田の間がくびれた瓢箪のような形で広がっていたが、時代とともに開発されていった。近世以前はこの相模野を取り囲み、さらに台地中段の鳩川・姥川・道保川ら湧水が集まってできた小河川の沿岸と、相模川左岸に沿うように集落が広がっていた。それぞれの集落は、台地の縁にひらけた上相原、橋本、小山、上矢部、淵野辺、鶴野森、上鶴間と、台地の中段の上九沢、下九沢、上溝、下溝と、相模川左岸の大島、田名、当麻、磯部、新戸である。

こうした村々は農村であり、小麦や大麦、粟や里芋が多く生産されていた。湧水が流れる上九沢や上溝、比較的広い水田地帯を持つ新戸や当麻、磯部村では水田稲作もされていたが、相模原は古くは粟飯原と称され、水田はほとんどなく畑作が中心となっていた。上鶴間から上相原までが境川の流域であり、上九沢から新戸までが相模川の流域となる。境川流域の村々と比べて中段や下段に位置する相模川流域の方が広い耕地を持ち、村高も高く、また戸数も多く大きな村が多かった。

相模原台地の段丘の境は 10~40m の段丘崖となっており、相模川の川底との高度差が 80m 以上もある上段の相模野はわずかばかりの宙水と境川のみからしか水が得られず、さらに土地が高い上に平坦という開発の難しい土地だった。土質も悪く、また上段に位置するため移動の不便さもあいまって長く未開発のまま、隣接する村が「鶴間野」や「相原野」のように区域を決めて草を刈る秣場として利用していた。畑作には地力の維持のために畑に入れる堆肥がとても重要であり、その堆肥のもととなる材料を村ごとの共有地である相模野から得ていたのである。しかし時の施政者ごとに開発が指示され、長い時間をかけて開発されていった。

江戸時代に上矢部新田、大沼新田、溝境新田、淵野辺新田、清兵衛新田と大規模な開発が行われ、新たな集落が築かれていった。明治に入ってからには新開と呼ばれる小規模な開発が続き、橋本新開、中和田新開、下溝新開、谷口新開、中村新開が開発され、明治後期にはかなりの土地が耕地へと開発された。戦中には軍都として陸軍関係施設が建設され、戦後は復員軍人や海外引揚者が多く入植した。市制発布後には工場の誘致を精力的に行い、さらに首都圏市街地開発区域の一号指定を受けて工業都市化や宅地化が勢いよく進んでいった。現在では官公庁や工場、住宅が広がっている。

十八の村

旧市域内には旧石器時代の遺跡が多く残り、2 万年以上前から人々が暮らしていたとさ

れる。特に多いのは 4～5 千年ほど前の縄文時代中期の遺跡であり、縄文時代後期と晩期は減少する。歴史書の中で最も古く相模原が登場したのは律令制下のことである。日本書紀に相模野国高倉郡で三つ子の男の子が生まれたと記載があり、「大化、大宝令当時高座郡十四郷中に美濃、謂堤、塩田等の名があり、今の相模原の地に当たる」という。

「相模原の地名は、もと粟飯原と称し文祿以後相原野と記したが、明治元年相模原と改めた。いにしえは人煙稀少荒漠たる原野が続き、平安の頃相模の国産「紫胡」の産地であつたので、別名を「紫胡の原」ともいう。平安期の末頃は渋谷の庄に属し、渋谷庄司の所領であつたが、鎌倉時代に至つては武蔵七党の一横山氏の支族原氏が今の相原の地に、同じく田名氏は田名に、野部氏は矢部に居住し渋谷氏と共にそれ／＼分有していた。群雄がかつ搦して争つた戦国時代北条早雲が関東に威を振うに及び当地もまたその領下に入り大部分は油井領といわれ八王子領主の民政下にあつた。」⁵

このころまでに、旧市域には相模野を囲んで十二の村が成立していた。16 世紀末に大島村から上九沢村が分かれ、さらに正保 3 年 (1646) の検地の後、上相原村が上相原・橋本・小山・下九沢村の四つに分かれた。また幕末期に相模野の開発によって清兵衛新田村が誕生して、旧市内には十八の村が成立した⁶。

開幕当初、旧市域は徳川氏が直接治める直轄地や旗本領となり、「境川沿いの相原、矢部、淵野辺、鶴野森村が徳川氏の直轄地、上鶴間村が徳川氏直轄地と旗本領に二分され、相模川沿いの大島、田名、当麻、磯部、新戸村は内藤清成、中段の上溝村、下溝村は青山忠成の知行地」とされた。その後相模原の領主は何度も変わり、18 世紀前半に田名・大島・淵野辺・上矢部・上矢部新田・小山・上溝・下溝村の一部が大久保常春の烏山藩領に、磯部・下溝・当麻村の一部が大久保教寛の荻野山中藩領に組み込まれて以降、ようやくほぼ固定された。固定はされたが、分郷というひとつの村をいくつかに分けて何人もの領主が支配する制度によって、同じ村の中でも領主が違うという十七か村で領主 25 人 38 給の体制で落ち着いた。

一つの村の中に複数の集落が分散している場合には各集落の自立性が高く、さまざまな行事や仕事を集落ごとに行ったりしていたが、防災や建設工事（村普請）や納税などの面で、このころの村は統合された社会としてまとまりをもっていた。

第二節 コミュニティの統合

大区・小区制と郡区町村編成法

江戸時代に成立していたコミュニティの意識は日々の生活に基づいたものであった。とくに農村であった旧市内では利便性・必要性からもコミュニティは確固とした存在として確立していた。

ところが明治時代になり、明治政府が地方自治の整備に乗り出した。その手始めの明治

⁵ [相模原町, 昭和 29 年]

⁶ 添付資料 図 1 「18 か村区分」

5 年の大区・小区制において行政の最末端単位は小区となり、その下の村は法的な意味での権利主体ではなくなってしまった。相模原における小区の分け方は下記の通り⁷。

二番組 上鶴間村 下鶴間村
三番組 鶉野森村 淵野辺村 上矢部村
四番組 清兵衛新田 小山村 橋本村 相原村
五番組 上九沢村 下九沢村 大島村
六番組 田名村 当麻村
七番組 上溝村 下溝村
八番組 磯部村 新戸村

しかしこの区分は行政の便宜的な分け方であったため当時の実情と合わず、明治 11 年の郡区町村編成法によって廃止された。

郡区町村編成法ではこれまでの大区・小区制を廃止し、県の下に新しく郡を置き、郡の下に町村を置くというものである。郡の下の町村の地域はすべて江戸時代の地域により、ある程度町村の公法団体的性格が認められた。

明治 17 年に戸長並びに戸長役場制度が改正され、行政単位が拡大された⁸。これは村の区分はそのままで、一村一戸長役場を廃止し幾つかの村でもって一戸長をおき、聯合戸長役場をおくというものである。この改正により、旧村の実態を保ちつつ行政サービスのスリム化を図った。相模原における聯合戸長役場のおき方は下記の通り⁹。

- (1) 下溝・磯部・新戸・当麻の四か村の聯合（役場は下溝村）
- (2) 上溝村はそのまま
- (3) 田名村はそのまま
- (4) 大島・下九沢・上九沢の三か村の聯合（役場は大島村）
- (5) 橋本・清兵衛新田・小山村・相原村の四か村の聯合（役場は橋本村）
- (6) 鶉野森・上鶴間・上矢部・矢部新田・淵野辺の五か村の聯合（役場は鶉野森村）

大区・小区制の廃止によりコミュニティは江戸以来の単位を保って役割を果たし続けた。しかし聯合戸長制によって振り分けられた枠組みは必ずしも地域間の交流の深度を反映したのではなく、しかしこれが後の町村合併の基盤となって地域によっては混乱をもたらした。

明治初頭の合併

明治時代、廃藩置県を初め地方行政に関わるさまざまな法律が定められ、近代的な地方行政制度が整備された。その中で明治 5 年、戸籍法の編成にあたり相原村と橋本村上郷分が神奈川県庁へ合併願を提出した。

もともと相原村と橋本村はひとつの村だったが、寛文 4 年、当時の領主久世大和守広之が実施した検地によってふたつの村に分かれた。さらに元禄 10 年から宝永 6 年にかけて

⁷ [相模原市, 昭和 44 年] P10

⁸ 戸長=村の長

⁹ [相模原市, 昭和 44 年]P16

相原村は旗本佐野分藤沢分に、橋本村は藤沢分・別所分・石野分・高木分というように分割され、相原村内に橋本村地頭石野氏の知行地が入り組み、橋本村とか橋本分などと称されていた。村と村が入り組み、橋本村の百姓屋敷が並ぶ中に相原村の地所があったり、相原村の百姓屋敷が並ぶ中に橋本村の畑があったり、さらに五人組も混じっていたりと非常に不都合な状態だった。

そこで「(橋本村上郷分)のもの共儀、往古に基き橋本村・相原村合併相成候上は、万事都合も宜敷、殊ニ諸入用高懸り等相滅し候儀は眼前奉存候」として合併を願い出た。しかしこの合併に対し橋本村下郷分、つまり橋本村本村から異議が出た。

明治6年に一度和解が成立したことにより境界絵図の作成までいったが、両村が入り混じった耕地の調査中に再び橋本村本村から異議が唱えられて破談となった。明治7年、相原村と橋本村上郷は橋本村本村を相手に司法省に訴えたが、審判中に仲裁人が入り、6年に作成した境界絵図を破棄し改めて三か村立会いの下で境界絵図を作ることにして、三か村の和解が成立した。明治8年相原村と橋本村上郷の合併が認可された。

明治政府は近代的な制度を目指し、この相原村と橋本村上郷の合併の件では、江戸時代の不効率的な年貢制度による地域分けが実際の状況に即して整えられた¹⁰。

新村の成立

明治21年に市制町村制が施行、町村合併標準が訓令され、大規模な合併が推進された。この際、戸数の少ない小町村は独立自治に耐えないとして、県知事の強権をもって約300戸から500戸を標準とするよう合併が強行された。

旧市域の18の村も、戸長役場による行政上の聯合や学区の聯合をもとにしていくつかの合併が行われた。しかしこのとき、西域の相模川流域の村々の合併の線引きが問題となった。座間寄りの新戸・磯部村がどこの村と合併するかという問題である。神奈川県は、旧市西域の下溝・当麻・新戸・磯部村と、隣接している入谷・座間・四ッ谷・新田宿・栗原村の九つの村の合併を各町村に諮問した。これは明治17年以来の下溝村外三か村聯合(下溝・当麻・新戸・磯部)と入谷村外四か村聯合(入谷・座間・四ッ谷・新田宿・栗原)の聯合戸長役場の経緯を踏まえ、二つの聯合村の合併を考えたものであった。

しかしこの諮問に対し、下溝・当麻を除く七か村は住民一同という名目で下溝・当麻を除いた七か村での合併の上申書を県知事に提出した。その理由は下記の通り¹¹。

- (1) 磯部・新戸・新田宿・入谷・座間村は磯部村で「五ヶ村用水」や「五ヶ村塚樋」として相模川から水を引いた用水路を使用していた。相模川が氾濫を起こしたり流れを変えたりする度に水の取り入れ口は変わり、また松や栗の木で作った取り入れ口の塚樋がほぼ10年で朽ちるため、度々作り替える必要があり、水を媒介とした村落の結合が不可欠だった。
- (2) 七つの村は自然と同じように成立した村であり、地形・田畑・階級・風俗のそれぞれの面から見ても将来ひとつの村落を形成するために支障となるものがなく、必ずひとつにまとまるだろうと予想できる。

¹⁰ [相模原市, 昭和44年]P132~134

¹¹ [相模原市, 昭和44年] P135~136、県宛の陳情書から作成

- (3) 新戸村は座間や入谷にまたがって民家 10 戸、田畑・宅地・山林合わせて 5 反歩余りの飛び地を形成している。座間、入谷、新戸の三つの村が犬牙のように錯互しているのは古来ひとつの村落だった証であり、この時運を得て復古するべきである。
- (4) 旧八小区を磯部・新戸両村におき、旧九小区を座間・入谷・新田宿・四ッ谷村四か村に置くという小区の境域は的を射ていたが、明治 17 年以来役場区域を下溝村外三か村に区画したことは行政的な視点であって住民の意識とは異なっていた。これからは村名を座間とし役場位置を同村字上宿におくことにより、一疆土をなすにたるべきものを組織し、住民は独立し自治の機体を立て、行政が監督する上でも差し支えがなく官民が一体に結びつくだろう。
- (5) 座間郷七か村が合併する際の下溝・当麻村は、下溝村は上溝村に到達する一村落は上溝村に合併し、当麻村は田名村に合併することが最も適当で官民ともに不便が無いだろう。

新戸・磯部・入谷・座間・四ッ谷・新田宿・栗原村は戦国時代から座間領七か村、座間郷七か村と総称されて極めて密接な関係にあった。天正 18 年以降の領主もほぼ同一であり、特に新戸村は宝永 3 年の分郷後の領主の一人である岡部氏は新田宿村の領主でもあり、新戸村と新田宿村の間にはかなりの出入作が見出され、公用・村用・私用とも一致した利害関係の下にあった。下溝と当麻はまだ台地の段上に位置したが、新戸と磯部は座間村らとともに神奈川県内の扇状に広がっている水田の北限に位置し、立地や景観、文化にしても上段や中段の諸村落とは異なっていた。上申書の中でも、近隣村落との関係について「元来当七ヶ村ノ儀ハ、北下溝村・当麻村ニ隣接スルモ、旧来同村トハ村情疎濶、且ツ地形上迂遠ナル傾キヨリ人情風俗ヲ異ニス、之ニ反シテ当七ヶ村ノ儀ハ地形密接シ、民情適合シ、加之古来ノ縁故尠カラズ、緻密ノ関係ヲ問フモ違アラズ、座間郷七ヶ村ノ総称アルモノニシテ、人民交互親密シ、将来乖離ス可カラザルモノアリ」と述べて座間村を始めとする五か村との合併を希望している。

しかし上申書提出後、磯部村の代表 7 名が「各々自村ニ係ル利害ノミニ走り、曾テ天然ノ区画疆域ノ便否如何ヲ問ハズ、只自己ノ都合ヲ謀リ、巧ニ文章ヲ饒矯シ、種々ノ上申ヲ為スハ所謂手前勝手ノ僻説ト言ハザルヲ得ザルカ、一人磯部村ニ限り従前ヨリ敢テ差シ支エノ廉ナケレバ」と上申の破棄を県に提出している。この理由は不明だが、とにかく下溝村外三か村聯合と入谷村外四か村聯合との七か村の合併は成立しなかった。とって当初の通り下溝村外三か村聯合と入谷村外四か村聯合として二つの組合村をそれぞれ合併させるでもなく、下溝村外三か村聯合を二つに分けた。当麻村と下溝村が合併して麻溝村となり、新戸村と磯部村が合併して新磯村となり、二か村として町村制下の新しい村として成立した。この市制町村制のもと新しく 7 か村が誕生した¹²。

しかし新しい村の下には区、または部落の制度が設けられ、新しい村をひとつのまとまった単位としてすぐに行動し始めるのではなく、新村内で旧村を単位としてそれぞれ固有の財産や財政、村会議員の議員定数を持ち、独自の活動を続けた。

¹² 添付資料 図 2 「7 か村区分」

新開開発

江戸幕府は相模野開発を勸奨し、清兵衛新田など大規模な新田開発と入植を行った。

明治政府においても神奈川県が新田開発に着目、特に新田入植の行われなかった原付西側村々に強く新田開発を推奨し、明治3年に県官を派遣した。畑作を中心としていた村々では相模野をすべて開発され山林や秣場がなくなると田畑の堆肥の培養に困るため、村高反別の十分の一だけは永く秣場として残してほしい旨を請願した。請願は取り上げられ、明治9年、検分地図も作成され秣場として残す分と開発すべき分の面積が確定した。

野付西側の村々から台地上に行くためには横山段丘を登らなければならなかった。横山段丘は12～13メートルに達する急な坂であり、江戸時代までは秣場利用を口実にできるだけ村請開発を避けてきた。特に下溝村地先の横山段丘上には湿地帯が広がっており、弁当と飲み水を持参するのがせいぜいのところで、肥料などの運搬は不可能な状態だった。しかし明治時代9年、条例で山林のままにしておくことはできずに開墾して畑にしなければならなくなり、近世のように集団的なものは少なく、単独かあるいは少人数によるものだったが、それぞれ入植し開発が行われた。明治時代に行われた新開は橋本新開・篠原新開・中和田新開・下溝新開・谷口新開・中村新開の六つである¹³。

第三節 帰属意識の移り変わり

旧村意識

町村制により十八あった村は七に統合された。しかしそれらの新しい村は生活の場には広い上に馴染みもなく、生活の基盤としては、江戸時代の旧村の単位が長くコミュニティとして役割を果たした。

明治時代には落葉の採取量の申し合わせや集会の規則、雪かき、野番、下草刈りなど、多くのしきたりや慣わしが旧来どおりに行われていた。新しい村の疎遠さは特に大野村に顕著で、それを二つの事例から確認することができる。

ひとつは明治後期の青年団体である。明治38年、内務省は地方青年団体向上発達ニ関スル件という通牒を出し、文部省も同年地方長官に対し地方青年団体の有益指導・設置奨励について指令を出した。これは内務省が天皇制の基盤となるべき自治体の改良運動の推進力に青年団体を利用しようとし、文部省が青年の精神指導をすることで彼らを団結させ地方自治体の秩序を維持させようとしたものであった。したがって江戸期に見られたような純粋に青年たちによって自治的に組織された小グループによる仲間づきあいではなく、町村長や小学校長が会長や副会長に就任する官製的な青年団体が各地に結成された。旧市域の七か村でも青年団体が結成されたが、明治44年のその団体表を見ると、旧市域の他の六か村では一村にひとつである青年団体が、大野村だけは上矢部青年会・淵野辺青年会・淵野辺青年矯風会・大沼青年会・中和田青年会・谷口青年会・鶴野森青年会と七つに別れている。さらに創始年月日を見ても外の地域に比べ古くなっている。これは旧来の若者組

¹³ [相模原市, 昭和44年]P173～215

のままの状態であるからであり、他村のように村全体で統一ができていないことを意味する。

もうひとつは明治 40 年の合併計画である。町村制の施行とともに、これまで府県が負担していた仕事で実際には町村が行っていた仕事を経費負担とともに町村へと移された。数々の仕事が県から町村に移され、しかしそれに見合う財源はまったく考慮されていなかった。さらに国税を確保するために町村税も国税の 5 分の 1 以内、付加税はその他直接国税の 100 分の 50 以内と定められ、膨張する経費と限られた財源とで村行政は次第に追い詰められていった。この問題を打開するためにどこの町村でもより大きな町村を作ることが考えられ、旧市域が属した高座郡の郡長も町村分合について指示した。高座郡長は合併の仕方について二案を提示した。この二案の内旧市域に関わる区分については下記の通り。

明治 40 年高座郡町村配置分合案（第 1 案）

- ・新磯村 麻溝村 大野村ノ内淵野辺、鶴野森
- ・田名村 溝村 大野村ノ内矢部新田、上矢部
- ・大沢村 相原村
- ・大和村 大野村ノ内上鶴間

明治 40 年高座郡町村配置分合案（第 2 案）

- ・新磯村 麻溝村 大野村ノ内淵野辺、鶴野森
- ・田名村 溝村 大沢村 相原村 大野村ノ内矢部新田、上矢部
- ・大和村 大野村ノ内上鶴間

この合併は結局行われることはなかったが、第一案・第二案ともに大野村を旧村に分割してそれぞれの村につけるようになっている。このことから、町村合併以来 20 年経っても、大野村においてそれほど緊密なまとまりが形成されなかったことがわかる¹⁴。

旧村意識の薄れ

明治 39 年、それまで旧村単位にいくつか存在した村社や各所に散在していた小祠を一村一社に合祀せよという勅令が出された。これは神社を国家神道と化すための政策のひとつだったが、神社の経費を補助しなければならない村側にも利益のあることであり、合祀は実行された。

しかし半ば強制的に合祀が実行された後いくつかの不幸が起こり、人々は合祀の後に起こった災いを合祀が行われたためだと考えた。例えば大島上大島の山王社の事例では、「大島上大島の山王社は現在は個人の屋敷内にあるが、神社合祀前まではテラシモの神社であったという。明治時代の神社合祀で諏訪明神に合祀されると、その年のうちに不幸が続いた。これは山王社を合祀したからかもしれないということで、神主に相談したところ、正式には返すことができないが、盗まれたということにして返してやろうとの返事だったので、早速夜中にこの家の屋敷二人が神社に行き、御神体を含めて祠ごと荷車に乗せて取り返してきた」とあり、また「田名では合祀された御神体を取り返しに行くことが大正時代に各集落で流行った」とのことである¹⁵。

¹⁴ [相模原市, 昭和 44 年]P355～361

¹⁵ [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 22 年]P286

勅令で合祀された神社の中には、このように御神体を元の場所へ戻す復祠が行われた神社もあった。しかし復祠されなかった神社も多く、それら神社の消滅は神社を中心とした祭祀集団の消滅を招いた。これにより旧村内部に存在した信仰を共通にする小コミュニティも結びつきを失っていった。寺院もまた同様である。神社の推移は次頁の通り。

【江戸時代後期の神社】

新村	旧村	村社	無格社
相原村	上相原村	八幡社	山王社、稲荷社、外ノ御前社、内ノ御前社、天神社、白山社
	橋本村		神明宮、天神社、山王社、蚕影山権現第六天合社
	小山村	天縛明神社	稲荷、神明社、熊野社、山王社
	清兵衛新田		氷川神社
	計	2	1 5
大野村	矢部新田	稲荷社	
	上矢部村		御嶽社、山王社、弁天社、
	淵野辺村		山王社、飯縄、稲荷、御嶽社、稲荷、妙義、鹿島社、稲荷、香取、弁天社、白山社、龍像権現社、弁天社、第六天
	鶴野森村	神明宮、鹿島社	山王社
	上鶴間村	長島明神社、鹿島社	石神社、金山明神社、山神社、白山社、稲荷社
	計	5	2 3
大沢村	大島村		諏訪社、日宮、牛頭天王、天神、志満龍権現
	上九沢村		
	下九沢	蔵王権現社	稲荷、天王、天神、山王社、山王社、天王社、日宮、稲荷社
	計	1	1 3
田名村	田名村	八幡宮	天地明神、天神、山王、稲荷、石神社、稲荷社、秋葉社、稲荷社、天王社
	計	1	9
溝村	上溝村	八幡社	三島諏訪若宮合社、諏訪社、浅間社、山王社、稲荷社、金比羅白山合社
	計	1	6
麻溝村	当麻村	天満宮	稲荷、三島社、山王社、浅間社、東権現社、蔵王社、弁天社、熊野社、妙見社、白山社、啓運弁天社、山神社
	下溝村	八幡社	日宮、十二天社、御嶽社、諏訪社、山王社、白山社、天神社、白山社
	計	2	2 0
新磯村	磯部村	八幡社	白山社、浅間、天神、御嶽社、山王社、山王社、稲荷社、稲荷社、稲荷社、山王社、羽黒権現社、秋葉、白山社、石神社、弁天社、白山社、白山社、稲荷社
	新戸村	白山社、山王社	白山社、山王社、第六天社、白山社、秋葉社
	計	3	2 3
合計		1 5	1 0 9

『相模原市史民俗編』P281表 7-1 『『新編相模国風土記稿』記載の神社』から作成

ただし基の資料としている風土記において記述の欠損があると考えられる。

上相原村の八幡社は橋本村の鎮守も兼ねる。淵野辺村、大島村の村社は不明。上九沢の神社は不明。清兵衛新田では開墾と同時に氷川神社を創建した。

【明治時代後期の神社】

新村	旧村	村社	無格社
相原村	相原村	八幡神社	日枝神社、稲荷神社、 外ノ御前社、内ノ御前社、天神社、白山社
	橋本村	大神宮	天神社、山王社、蚕影山権現第六天合社
	小山村	天縛神社	足徳神社、稲荷、神明社、熊野社、山王社
	清兵衛新田		氷川神社、 飯縄神社
	計	3	5
大野村	矢部新田	村富神社	
	上矢部村	御嶽社	日枝神社、 弁天社
	淵野辺村	皇武神社	日枝神社、鹿島神社、稲荷神社、御嶽社、 大沼神社、今熊神社、飯縄、稲荷、妙義、稲荷、香取、弁天社、白山社、龍像権現社、弁天社、第六天
	鶴野森村	日枝神社	神明宮、鹿島社、 八幡神社
	上鶴間村	長島明神社、鹿島社、金山神社、	石上神社、 大六天神社、天神社、山神社、白山社、稲荷社
	計	7	12
大沢村	大島村	日々神社、諏訪神社	日枝神社、八阪神社、牛頭天王、天神、志満龍権現
	上九沢村		
	下九沢	御嶽神社	八阪神社、 八阪神社、稲荷、天神、山王社、山王社、天王社、日宮、稲荷社
	計	3	4
田名村	田名村	八幡宮	天地、稲荷、石神、日枝、 御嶽、天満、社宮司、巖島、白山、諏訪、事比羅、稲荷社、秋葉社、稲荷社、天王社、天神
	計	1	11
溝村	上溝村	亀池八幡神社	諏訪神社、観世稲荷、 神明、秋葉、神明、金比羅白山合社、三島諏訪若宮合社、浅間社、山王社、
	計	1	5
麻溝村	当麻村	天満神社	浅間神社、三島神社、 稲荷、山王社、東権現社、蔵王社、弁天社、熊野社、妙見社、白山社、啓運弁天社、山神社
	下溝村	八幡神社	日之宮、十二天、御嶽、諏訪社、日枝神社、 日枝神社、白山社、天神社、白山社
	計	2	8
新磯村	磯部村	八幡神社	御嶽社、日枝神社、日枝神社、石楯尾神社、 白山社、浅間、天神、稲荷社、稲荷社、稲荷社、山王社、秋葉、白山社、石神社、弁天社、白山社、白山社、稲荷社
	新戸村	白山姫神社、 山王社	日枝神社、 白山社、第六天社、白山社、秋葉社
	計	2	5
合計		19	50

『相模原市史第四巻』P481表171「明治後期相模原市域7か村神社表」から作成

江戸時代と比べ、新たに記載されたものは**太字**、記載が消えたものは**囲み字**とした。日枝神社と山王社は同一。

【平成の神社】

地区	旧村	風土記から記載の神社	風土記に記載のない神社
相原	相原村	相原八幡宮	八幡宮
	橋本村	神明大神宮	
	小山村	天縛皇神社	
	清兵衛新田		氷川神社
	計	3	2
大野	矢部新田	村富神社	
	上矢部村	御嶽神社	
	淵野辺村	日枝神社、皇武神社、鹿島神社、 新田稻荷神社、大沼神社	御嶽神社
	鵜野森村	日枝神社	
	上鶴間村	長島神社、鹿島神社、蚕守稻荷神 社、山王神社、金山神社、惣吉稻 荷神社	二宮神社、東林間神社、翠ヶ丘出雲神社、報徳二宮 神社
	計	14	5
大沢	大島村	日々神社、諏訪明神	八坂神社
	上九沢村		八坂神社
	下九沢	御嶽神社、八坂神社、日の宮、日 枝神社	
	計	6	2
田名	田名村	八幡宮、石神社	蚕影山神社、山王社、望地弁財天、天地社、稻荷神 社、金刀比羅神社
	計	2	6
上溝	上溝村	亀ヶ池八幡宮、浅間神社、諏訪神 社	榎神社、大鷲神社、神明社、神明社
	計	3	4
麻溝	当麻村	天満宮、三島神社、日枝神社、浅 間神社	金山神社
	下溝村	下溝八幡宮、十二天社	山の神神社
	計	6	2
新磯	磯部村	八幡宮、御嶽神社、日枝神社、日 枝大神、石楯尾神社	
	新戸村	白山姫神社、日枝神社	諏訪神社
	計	7	1
合計		41	22

『相模原市史 民俗編』P284表 7-3「相模原市の主な神社」から作成

また明治 44 年には溝・大沢・田名三か村が溝・大沢・田名三か村組合立乙種実業学校として鳩川農業学校を設立しており、新村がひとつの意思決定主体として存在し、近隣村と協調を結べる存在であったことを示している。さらに旧村ごとに分裂していた大野村の青年団も大正 7 年に統一された。こうした祭祀集団の消滅や青年団の活動などにより、旧村意識は次第に薄れていった。

階層による亀裂

大正時代の新村においてひとつの村として主体性、地理的なまとまりが生まれてきた一方、村内部に地主・小作人という階層による分裂も生じてきた。

旧市域は年貢の安い畑作が中心であり、また明治以来養蚕業が興隆したため地主と小作人との関係は比較的穏やかであった。

しかし大正 9 年経済恐慌が起こり取引価格が下落し、小作料の軽減運動や八王子の繊維工場へ働きに出る工女が増えた。さらに土地を離れるものも増え、横浜貿易新報では

「自作農や小作農が農村を見捨てる―地主と小作人との意思の隔疎が禍因
相原・大沢などでは小作人からの耕地の返還が多いので、地主は処置に困り、
松・桜・桐などの植林をするものが多い。そのためとなりの畑所有者ははなは
だしい被害を受け、仕方なく植林所有者に二束三文で売り渡し、土地を離れる
ものが多い」

と報じた¹⁶。

¹⁶ 「横浜貿易新報」大正 13 年 12 月 13 日付記事

第二章 地域の拡大と新規住民の大量流入

第一節 強制的な地域改革

軍関係施設の建設

新村としてのアイデンティティが芽生えてきたころ、しかし新たな波が相模原地域を襲った。昭和 11 年、東京牛込市谷台にあった陸軍士官学校の本科が都市人口の密集のため移転することになり、その陸軍士官学校敷地・練兵上用地の買収交渉が座間・新磯・大野・麻溝の四か村にもたらされた。この陸軍士官学校の移転を皮切りに、旧市域で軍各機関の用地買収が行われ相模原は軍都化していった。

当時の旧市域は長い経済不況から脱し、小麦も高値、繭も好相場、養豚・養鶏も盛んに行われ、主要作物において県下で最も多い生産額をほこる好況となっていた¹⁷。

そこに持ち上がった用地買収はせっかく好況に持ちなおした耕作地の多くを失うことを意味し、買収を持ちかけられた座間・新磯・大野・麻溝の四か村、特に耕地面積の大半を失う新磯・麻溝両村には大きな衝撃としてもたらされた。

戦時下で軍施設の建設に反対することはできないが、耕作地を失えば大量の失業者が生まれることになり、買収面積の縮小、失業者への対策が交渉の争点となった。結果、買収案では陸軍士官学校の敷地として座間・新磯両村で 20 万坪、練兵場用地として新磯・麻溝両村で約 177 万坪だったところ、陸軍士官学校敷地として 18 万坪、練兵場用地として 149 万坪が買収された¹⁸。

その後も用地買収は進み、軍関係施設が続々と旧市域に建設されていった。

昭和 12~18 年相模原地域の軍機関 ¹⁹	
年月日 (昭和)	軍機関名
12. 9.30	陸軍士官学校移転
13. 3. 1	臨時東京第三陸軍病院開院式
13. 8.13	陸軍造兵廠東京工廠相模兵器製造所開所式
13.10. 1	陸軍工科学校開校式
14. 1.22	電信第一聯隊転営式
14. 5.20	陸軍通信学校転営式
15. 3.13	陸軍衛戍病院開院式
18.	陸軍機甲整備学校転移

軍都の発展

陸軍士官学校の正門にあたる座間村では、軍施設建設によって地域が発展することを見

¹⁷ 「横浜貿易新報」昭和 11 年 7 月 1 日付、8 月 24 日付記事

¹⁸ [相模原市, 昭和 46 年]P557 より

1 町=99.17 アール、1 アール=30.25 坪として計算。

計算の杓子は岩波書店『広辞苑 第五版』による。

¹⁹ [相模原市, 昭和 46 年]P547

込み、都市計画法の適用とともに町制の施行を企図していた。町制を敷くにあたり、県の斡旋で明治 22 年の町村合併において同一村になるための上申書をともに提出した新磯村に合併をもちかけた。都市計画神奈川地方委員会は座間・新磯両村の村会議員を県に招請し町村合併をまとめようと働きかけたが、新磯村が座間村に吸収合併されることに対し首を縦に振らず、結局二つの村の合併はまとまらずに座間村一村で町制へと移行した。このことから、当時新磯村には座間七か村としての座間村との一体感よりも新磯村としての独自性、アイデンティティが育まれていたことが分かる。

造兵廠や陸軍工科学校の開設にあたっては、従業員のために多数の宿舎が必要となり軍から近隣町村へ従業員宿舎の確保について依頼があり、相原村の橋本・小山・相原に 160 坪のアパート二棟と 13 坪 5 合の平屋 46 棟と、上溝町に 1250 坪の住宅 80 棟と石橋その他数ヶ所に貸家が建設された²⁰。このような軍関連施設の建設による発展に伴い、いち早く都市計画法の適用を受けた座間村に続き旧市域の村々も続々と都市計画法の適用をうけることになった。

都市計画法適用の認可 ²¹	
年月日 (昭和)	町村名
12.10. 2	座間村
13.11. 2	上溝町
14. 1.31	大野村・相原村
14. 2.24	新磯村
14. 3.24	大沢村・田名村
14.12.23	麻溝村

昭和 14 年 5 月、軍部からの代表者と県職員、関係各町村町村長・有力者らが集まって相模原の開発について話し合う相模原軍都建設座談会がひらかれた。軍部は相模原地域の開発において士官学校・工科学校周辺は教育訓練のために環境が尊重されること、造兵廠周辺は工員たちの生活のために住居や商店、娯楽施設が整えられることを希望した。県はその意向を受けて、相模原地域の都市計画において士官学校を中心とする地方と造兵廠を中心とする地方の二つに分けて開発を進める意向を示した。それに対し各町村は

- (1) 士官学校中心に賛成 (大和村)
- (2) 造兵廠中心に賛成 (相原村)
- (3) 一丸としての計画を希望 (新磯村、大野村、大沢村、麻溝村)
- (4) 不明 (上溝町、田名村)

という意見を述べた²²。

結局県は「陸軍士官学校ヲ中心トスル第三陸軍病院デアルトカ、或ハ電信聯隊トカ、通信学校ト云ツタヤウナモノハ陸軍ノーツノ学都」となるのであって「此ノ方面ニ乱雑ナ尭大ナ市街地トナルベキ計画ハ予想シテ居ナイ」ことと、「陸軍東京工廠相模兵器製造所ヲ中心トシタ部分ハ (中略) トテモ大キナモノ」であり、「茲ニ従業スル所ノ職工モ相当数デア

²⁰ [相模原市, 昭和 46 年]P626～627

²¹ [相模原市, 昭和 46 年]P605、606 より作成

²² 東京新聞社「相模原軍都建設座談会」昭和 14 年

ルト云フコト」が分かり、造兵廠を中心として「極ク最近ノ中二十万人程度ノ都市ガ勃興シ、浮ビ上ラザルヲ得ナイ状勢ニアルコトヲ確メタ」ことを理由として、士官学校を中心とする方面と造兵廠を中心とする部分の二つに分けて都市計画を進めることにした²³。

士官学校を中心とする座間・麻溝・新磯村と大野村西域は現状の環境を維持することが方針づけられ、開発は行われなかった。

一方造兵廠を中心とする上溝・相原・大沢村と大野村東域では、幹線道路を建設し住居地域 345 万坪・商業地域 35 万坪・工業地域 175 万坪・学校官公衛用地 7 万坪・公園 17 万坪の都市を建設する相模原都市建設区画整理事業の施行が決定された。昭和 15 年度の事業として予算案が可決され、昭和 15 年 12 月に起工式が行われた。

当時は人口の急激な増加に伴い住宅が不足し、風紀や保健・衛生環境に乱れが生じていた。そのため県は区画整理事業とともに県営住宅の建設に乗り出し、上溝町の横山に 2 万 8 千坪にわたって 376 戸の県営住宅と 252 戸の営団住宅を建設した。これは昭和 16 年から 18 年にかけて施行され、星が丘と呼ばれた。星を象徴とする陸軍の造兵廠の従業員が主に入居したためである。県営住宅・営団住宅のほかにも造兵廠の周辺には多数のアパートや貸し家が建てられ、人口増加に対応し開発が行われていった。

しかし昭和 20 年度中の完成を目指した区画整理事業は、戦況の悪化にともない工事は遅れ、計画を縮小し期間も 3 年延長した。資材や労働力も不足していたが、それでも「測量ノ完了部分ヨリ換地予定地ノ使用開始ヲ逐次発表シ総面積四、八二二、三二九坪ノ約七割ヲ完了シ換地予定地ノ現地引渡ヲ為シ目下住宅建設敷地トシテノ利用価値ヲ高メ」、「住宅建設状況ハ住宅営団住宅七五〇戸ヲ始メトシ事業開始以来約二、三〇〇戸ヲ増加」し、さらに街路網の骨格をほぼ完成させ、区画整理区域内には県営水道も敷設したが、昭和 20 年の敗戦と同時に事業は中断された²⁴。

相模原町の誕生

軍都計画は、軍関連施設の転入のみには留まらなかった。

相模原都市建設区画整理事業は昭和 14 年 6 月に関係各町村長に説明がなされ、9 月 8 日の臨時県会で決定された。そのすぐ 2 ヶ月後、軍関連施設在所地とその近隣町村である相原・大野・大沢・田名・上溝・麻溝・新磯・座間の八か町村の町村長に軍都建設計画の実現に向けた相互扶助のための協議会へと召集がかかり、相模原軍都建設連絡委員会が結成された²⁵。召集の発起人は神奈川県総務部長の名であり、委員会のメンバーは各町村の代表者・県職員・県議会議員・地方事務官・上溝警察署長で構成されていたが、これは軍部の意向の下に相模原地域を合併し軍事拠点都市を創設するための委員会であった。第 5 回の会合で前記八か町村のほかに大和村を加えることが決まり、どのように合併を行うかについての二案と合併に対する各町村の反応は下記の通り²⁶。

【合併素案】

- (1) 士官学校を中心とする座間・新磯・麻溝・大和の四か町村（人口 20,805

²³ [神奈川県土木部編, 昭和 14 年]

²⁴ [新興都市土地区画整理事業について, 昭和 23 年]

²⁵ [相模原市, 昭和 46 年]P633

²⁶ [相模原市, 昭和 46 年]P636～638

人)と、造兵廠を中心とする大野・相原・上溝・大沢・田名の五か町村(人口 35,237 人)を別個に合併して、二つの町にする案

(2) 上記九か村(人口 56,042 人)を一つにまとめて合併する案

【合併に対する各町村の反応】

相原村	相原・大野・上溝・大沢・田名の五か町村での合併を支持
大野村	小区域案では村が分断されるので九か町村での合併を支持
大沢村	軍施設から遠く合併をすると最西端に位置することと、旧市域の中で最も裕福で郷土意識も非常に強かったため合併に反対多数
田名村	相原・大野・大沢・田名・上溝・麻溝・新磯・座間・大和の九か町村での合併を支持
上溝村	昔から相模原地域の中心であったが、合併すると中心機能を軍施設がある方に取りられるおそれがあるとして合併に反対多数
麻溝村	相原・大野・大沢・田名・上溝・麻溝・新磯・座間・大和の九か町村での合併を支持。小区域で実施の場合には大野・相原・上溝・大沢・田名に加わり六か町村での合併を希望
新磯村	相原・大野・大沢・田名・上溝・麻溝・新磯・座間・大和の九か町村での合併を支持しつつ、大和村は除いてもよいとする。小区域で実施の場合には大野・麻溝・新磯・座間の四か村での合併を希望
座間村	既に独立して町制をしいているため反対多数。しかし軍部や県の説得にあい、次第に相原・大野・大沢・田名・上溝・麻溝・新磯・座間・大和の九か町村での合併を支持
大和村	反対多数

合併を支持としたところも両手をあげての賛成ではなかったが、軍部の意向には逆らえずに賛成とせざるをえなかった。反対意見が多かった大沢村では、村内協議会において合併の可否について採決をとる際に憲兵が後方に臨席し、反対意見をのべることは不可能であったという²⁷。しかし大和村では非常な紛糾がおこった。村内協議会においても賛成 7 反対 7 で同票となり、県農政課長と士官学校中尾少佐が説得のため臨席すると反対派は全員欠席し流会となり、さらに板ばさみとなった村長が辞表を提出、村内の紛糾は激しさを増して責任を感じた助役・収入役・村会議員 6 名も辞表を提出するなど、混乱は激化する一途であった。

しびれをきらした軍部は相原・大野・大沢・田名・上溝・麻溝・新磯・座間の八か町村での合併を決定、大和村は合併を免れた。これにより昭和 16 年 4 月に相模原町(面積 108.71 平方キロメートル、人口 45,482 人)が誕生した²⁸。

合併に先立ち昭和 15 年秋、各町村の意見が概ね賛成でまとまったところ、合併と同時に市制へ移行しようという運動が地元で活発になった。しかし中心市街地を持っていないこ

²⁷ [相模原市, 昭和 46 年]

²⁸ 「横浜貿易新報」昭和 16 年 4 月 29 日

とから、「都市としての形態を具備していない」と市制が施行されることはなかった²⁹。

第二節 ターニングポイント

終戦と分町指向

昭和 20 年、第二次世界大戦が終結した。昭和の相模原地域の発展は軍関連施設の建設・稼動と密接に結びつき、軍部の意向が強く働き、軍都としての発展の過渡にあった。しかし終戦と同時にその役割がなくなり、また軍部の権がなくなったことで町としての目標がなくなるとともに合併した状態を保つことの意義が薄れ、分町の訴えが大きくなっていった。

分離指向が最も強かったのは座間地区だった。地元の有志は住民を網羅した分立実行委員会を組織し、衆議院に請願書を提出し、当時の相模原町の町長小林與次右エ門氏に陳情書を提出した。さらに他地区の町会議員に分立の内諾を取り付けた上で、座間地区の町会議員は昭和 21 年 11 月の相模原町の町議会に座間分町の意見書を提出した³⁰。しかしその意見書は否決され、座間地区の住民感情は悪化した。

この問題を解決するために町分離問題処理委員会が設置され、分町について審議された。昭和 22 年 3 月の委員会において座間地区分離の採決をとろうとしたが、相原・大野地区の委員が座間と同一条件での相原・大野地区も相模原町から分離することを求め、議場は 10 人の町会議員が辞表を提出するほどの大混乱となり、採決不能のため審議未了となった。その後も同年の地方選挙に分町派の候補者を立てたり、91 名の署名の入った座間地区の分離独立を求める請願書を提出したりと、分離運動は続けられたものの、芳しい成果は出なかった

しかし同年 12 月、衆議院に提出していた請願書が採択され、さらに翌昭和 23 年 2 月、戦時中に政府や軍の都合で一時的に行われた合併の場合、旧市町村の住民投票によって分離独立を認めるといふ地方自治法の改正案の情報もたらされた。これによって座間地区の分離運動は再び活性化し、座間地区の町会議員は地方自治法の改正前に町議会の承認によって穏やかに分離問題を解決したいと再び町議会に座間分離案を提出、今度は可決された。同年 9 月、財産分割などの事務処理も終わり分離独立が可決され、座間町が誕生した。

31

相模原市の誕生

小林町長は、分町は相模原町の発展にブレーキをかけるものだと考え、座間町の分離運動を契機に分町に揺れる町村に歯止めをかけるため、全地区まとまった市制の施行という目標を掲げた³²。しかし市制の施行において一番の障害となったのは、昭和 16 年の合併時と同じく都市としての形態を備えていないこと、つまり中心市街地をもたないことだった。

²⁹ [相模原市, 昭和 46 年]P639

³⁰ 「昭和 21・22 年度町議会々議録」

³¹ [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年] P181~183

³² [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年]

古来相模原地域では八王子や原町田といった近郊の商圏に取り込まれていた。旧市域では一時当麻にも市が立ち、同じく市が立ち相模原地域から八王子への通り道であった上溝は商店街として発展した。さらに横浜線が通り造兵廠を持った橋本や、同じく横浜線の停車駅を持つ淵野辺、造兵廠を持った大野などは商店街として発展した。しかし購買力は大きく八王子や原町田に吸収されており、住民がまとまった買い物をするとなると、原町田や八王子、または東京や横浜へと出かける状態であった³³。

また昭和 23 年、相原・大野地区の町会議員は 6 月の町会において「相模原町発展の見地より、行政その他の中心を上層横浜線地域に移し、併て経済力の集中」を行うことを求め、さらに「前項案に他地区の賛意を求めることを切望し、これが反対意向強力なる時は、両地区は敢然分離してわれわれの目的達成に努力する」という提案書を提出し、可決された³⁴。

このような状況にあって、昭和 25 年 10 月に設置された市制促進委員会では橋本・淵野辺・上溝を結ぶ三角エリアに中心市街地を形成することが考えられた。それにともない上溝 2881 番地にあった町役場が段丘上段の相原・大野・上溝の 3 つの村の境目、清兵衛新田 225 番地に移すことが昭和 26 年 2 月の町議会で可決された³⁵。

しかし市制施行とそれにともない町役場が移転することに対し、移転話が持ち上がった当時町役場があった上溝で反対の声が高まり、また農業の切り捨てを案じる新磯・麻溝・田名・大沢などの農村地域でも反対が起こった。特に大沢地区では膨大な経費のかかる市制促進で町民税負担が重くなるのではないかという懸念から分町騒動が起こった。このように市制施行に対する反発は強く、市制施行を促進した小林町長は同年 4 月の選挙で落選した³⁶。

後任となった清水睦氏は市制施行には時期尚早論を唱え、町財政を立て直すための緊縮財政にウェイトを置いた。しかし昭和 27 年 8 月、相模原町の町議会において最大会派である月曜会が市制促進案を町議会で提出した。この促進案では市制実現に向けて旧軍用地の払い下げによる都市開発計画と官公庁関連施設の建設計画、町域の商業従事者の保護育成計画を定めること等を旨としていた。この促進案を受けて翌 9 月に市制施行を目的とした都市計画審議会がたちあがり、市制実現に向けた取り組みが動きだすこととなった³⁷。

市制施行に向けた取り組みが再燃すると市制に反発する意見も再燃した。特に上溝では町役場の移転にともない商店街の集客力の弱さを恐れた商業従事者が猛反対し、町役場新築反対期成同盟会が結成され、町役場の新築反対を町民に呼びかけるピラを撒くや、町役場の新築移転の延期を求める請願書を提出するなどした³⁸。しかし昭和 28 年 10 月の町議会であらためて役場の新築移転が可決された。市制施行に向けた動きはますます活発になっていき、昭和 29 年 11 月、相模原市が誕生した。

³³ 「広報相模原」昭和 26 年 1 月 10 日

³⁴ 昭和 23 年度町議会々議録

³⁵ 昭和 26 年度町議会々議録

³⁶ [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年]P184

³⁷ [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年]

³⁸ 市立博物館蔵「町役場の新築反対を町民に呼びかけるピラ」、市史編さん室蔵「昭和 27 - 28 年度都市計画に関する書類」

市制を施行するにあたり打ち立てた大きな施策の柱は下記の通り³⁹。

(1) 工場誘致

「市は生産都市がよいか、消費都市がよいか。これは申し上げるまでもなく、生産都市がよいのであります。われ／＼は絶えず工場誘致をいたしまして、生産都市の実を上げたいと考えると同時に、運動をしておりますが、工場誘致の諸条件が整いませぬので、なか／＼至難であることは、議員各位も御了承をしておいでになることゝ存じます。(中略)それからもう一つ、どういうわけで工場誘致をしなければならぬかという、固定資産税が入るということであります。(中略)ですからその面からも工場誘致が考えられると同時に町内の失業対策にもなる、この二面からであります。」

(2) 団地計画

「住宅政策の既往の観念からいたしますと、自分の家へ垣根を結いまして、外と遮断した、いわゆる非常に富豪の家庭あたりは、垣根を結いまして、王城のような生活をしておる。これは社会公共といえますか、共同精神の滋養にはならぬのでありまして、なるべく社会性を持たせました共同の生活を楽しむ、いわゆる集団生活の倫理を強く出しました、住宅政策を行いたい。これを団地計画と申しておりますが、そういうところに、住宅政策の重点をおきます。」

(3) 中心市街地の形成

「相模原町館内には、橋本、淵野辺、大野南、上溝商店街が散在しております。しかしながら、現在の町政を持ちまして、一挙に中心街を作るということは、不可能であります。またわれ／＼の考えは、中心街重点主義的な都市計画では、決してないのであります。かようなわけで、現にある商店街を、おのおの特徴のある商店街にしたい。こうして、からめ手から中心へ押込む、かような政策をとることが賢明だと思います。」

(4) 農業政策

「農村地帯におきまして、市にすると農村地帯が非常においてきぼりを食うのではないかという心配があるのであります。しかしながら田園都市は農業地帯を無視せざる都市であります。また農業政策を無視して、現在の町制はやはりとり得ないのであります。」

農村地帯だった相模原地域にも第2・3次産業事業所と勤労者が増加した⁴⁰。それに対応して町では勤労者のため、既存の住宅の住み替えまた新規住民の受け入れを可能にする住宅政策に力を入れ、さらなる人口の増加に対応する構えをとった。

農村地帯を切り捨てず農業を維持したまま、工場を誘致し勤労者のための住宅を整備する。また橋本・淵野辺・上溝を結ぶ三角エリアを中心地として活性化させ、相模原で働いた所得でもって相模原内で購買を行う。それが市制施行時にうちたてた方針であった。

³⁹ [相模原町, 昭和 29 年]

⁴⁰ 添付資料 図 3 「昭和 28 年度相模原町町民所得」

開拓団の入植

戦争が終結すると、食糧難が一層深刻化した。また復員した軍人や海外からの引揚者が日本に帰ってくる中で、政府は食糧の確保とともに彼らに職を斡旋する意味でも復員軍人や海外引揚者の帰農を促進する緊急開拓事業実施要領を閣議決定した。

相模原地域では、復員軍人・引揚者・戦災者・地元農民の次男や三男らで構成された10~30戸の集団が麻溝台・星が丘など旧軍用地を中心に開墾地をすすめ、複数入植した。しかし入植したのは水も得にくく土質も悪い土地であり、営農指導も受けられずに入植したため「開拓当初の営農は、厳しかった⁴¹⁾」。開拓入植者は帰農組合を結成し、入植者どうしで支えあい協力し合うことで生活基盤を整えていった。帰農組合は昭和22年の農業協同組合法施行後、開拓農業協同組合に改組した。神奈川県全域において、昭和32年当時の開拓農業協同組合と帰農組合をあわせて46組合3719人779戸あり、旧市域にはその内の18組合1420人295戸があり、県下でも高い入植割合を占めた。昭和32年の旧市域における開拓農業協同組合は下記の通り⁴²⁾。

北相開拓農業協同組合（橋本二一四の二／38人、11戸）
相原開拓農業協同組合（小山二六一〇／18人、6戸）
新生開拓農業協同組合（清兵衛新田四三九／28人、6戸）

神奈川県開拓農業協同組合（淵野辺三、〇〇八／139人、30戸）
豊田開拓農業協同組合（上鶴間五三四〇／45人、7戸）
双葉開拓農業協同組合（上鶴間四、八〇〇／136人、28戸）
上鶴間開拓農業協同組合（上鶴間四六九〇／25人、5戸）

青葉開拓農業協同組合（上溝六、一一七／75人、17戸）
相模原開拓農業協同組合（上溝五六〇〇／62人、10戸）
星が丘東開拓農業協同組合（星が丘五二五二／89人、16戸）
星が丘末広開拓農業協同組合（星が丘五二五二／67人、12戸）
星が丘双葉開拓農業協同組合（星が丘五二五二／132人、25戸）
上溝台開拓農業協同組合（星が丘五二五二／33人、9戸）

豊原開拓農業協同組合（麻溝台二、五九六／112人、19戸）
振興青年開拓農業協同組合（下溝五、一〇〇／26人、8戸）
麻溝台開拓農業協同組合（下溝五、一〇〇／235人、50戸）
一青会開拓農業協同組合（下溝二、三三〇／38人、11戸）
溝上開拓農業協同組合（下溝五、一〇〇／122人、25戸）

市街地開発区域への指定

41 [相模原市総務局総務課市史編さん室，平成20年]P308

42 「神奈川県開拓農業協同組合一覧表」『昭和33年開拓入植営農施設関係綴』より作成

市制施行から2年後の昭和31年、東京への過密がすすむ現状を受けて国は、都市機能・人口・産業を都心から100キロメートル圏内に再配置し分配させるために東京駅を中心とした距離によって開発を制限または促進する首都圏整備法を施行した。

相模原は東京駅から半径40キロメートル圏内に位置し、工業都市・住宅都市として市街地開発を促進する25キロメートル以遠の周辺地帯に含まれた。この法律で市街地開発区域に指定されれば市街化の開発をすすめるにあたり国の補助を受けることもできることから、市では「未開発の平坦で広大な土地資源を有する地区であることを前面に押し出し、注目を集める努力」をした⁴³。結果、軍都計画により都市基盤の整備が進んでいたことや地価が安価であったことも幸いし、市街地開発区域に選定された。

首都圏整備法は過密への対策であったため東京の人口や産業を市街地開発区域が吸収することを狙っていた。東京・横浜・川崎・川口の首都圏区域では推定48万戸の住宅が不足しており、さらに首都圏整備の第一次計画実施中の10年のうちに人口の自然増による需要戸数増加や火災などによって滅失する戸数が推定46万戸であった。相模原市では旧市域における自然増分を加えた2万7300戸の住宅建設が必要とされ、昭和33年当時8万6000人であった人口は昭和50年には20万人に推移することが計画されていた⁴⁴。

橋本・淵野辺は旧相模工場を中心とした重工業地帯として、大野は住居地区と学園都市として構想が立てられ、軍都計画の流れを汲んで開発が進められることになった。また大野は隣接する町田と一体とした住居地域とし、商業地域と一部に準工業地域を置いて副都心として開発が進められた⁴⁵。

工場誘致と工業団地の建設

市制施行後、市は方針通り工場の誘致を精力的に行った。昭和30年7月、事業投資額500万円以上、常時従業員50人以上（のち100人以上に改定）の工場に3年間にわたり奨励金を交付するという工場誘致の奨励措置に関する条例を施行し、カルピス食品工業相模原工場や小田急電鉄株式会社車輛工場などの誘致に成功した⁴⁶。

さらに首都圏整備法の市街地開発地域として指定された橋本では、工業団地造成のため大山地区において日本住宅公団が約10万坪の用地買収を行った⁴⁷。通商産業省でも相模原への企業誘致をPRするなどのバックアップが行われ、昭和34年4月までに山村硝子株式会社・セントラル自動車株式会社・日本金属工業株式会社・株式会社社会田鉄工所の四社が大山工業団地への工場の建設を決定した。大山工業団地の造成をはじめとして、旧市内には続々と他の工業団地も造成された⁴⁸。住宅と工場とが建設されてゆき、工場に勤務する人々が入植していった。

⁴³ [相模原市総務局総務課市史編さん室、平成20年]P599、「広報相模原」昭和31年10月20日

⁴⁴ 「広報相模原」昭和33年2月25日

⁴⁵ 同上

⁴⁶ 「昭和32年度神奈川県土地および水資源に関する総合計画・相模原工場適地調査書」

⁴⁷ 「公報相模原」昭和33年7月15日

⁴⁸ [相模原市総務局総務課市史編さん室、平成20年]P601

工業化と公害

しかし工業化が進むと、それにともない公害問題が起こってきた。工業団地造成のために買収された土地の多くは畑などの農用地が多く、買収されなかった周囲には住宅地や農用地があり、工場から排出される廃水や排ガスによる生活への影響は深刻だった。境川沿岸の相原田尻地区では、工場誘致の奨励措置に関する条例の施行から二年後の昭和 33 年、民家井戸に「泡がたち油の臭気があり」、相模原保健所・相模原市役所保健衛生課・橋本自動車工場関係係官の立ち会いのもと行われた調査によって「橋本自動車工場の汚水や油類が浸透した原因」と判明した⁴⁹。

また農業への影響では、橋本旭地区と小宮山上地区では養蚕を行うための桑園・桑畑が枯れるという被害がでて養蚕農家が打撃を受けた。旭地区の桑園については神奈川県が実施した調査で「ステンレスコイルを赤熱し、これを 60℃の希硫酸槽及び 55℃15%硝酸 5% 弗酸混合槽にて酸洗し、スケールを落す作業」から二酸化窒素 122.2～125.9PPM と弗酸 2.3～4.1 の値の放出が確認され、工場周辺の桑葉を調査すると「工場北方 300 米（メートル）の地点で部分的に褐色に変化したものが認められ 500 米ないし 600 米においても一部変色を認め」、さらに工場北側の桑園 4 地点における桑葉を分析し工場に近いほど弗素の含量が高いことを確認し、「当該工場から放出した排ガスの被害による疑が濃い」と結論付け、県は同工場長あての勧告書と市宛の調査報告書を添付した通知書を送付した⁵⁰。小宮山上地区の養蚕被害については、この文書をもって排ガスによる公害防除のための勧告があり、工場を運営する法人と農協間の調停がとりおこなわれた⁵¹。

汚水も大きな問題であり、昭和 38 年、水田地帯が続く姥川が相模川に合流するまでの約 10 キロメートルの区域では「姥川の水を唯一の水源として利用し、苗床を設置」していたが、工場の廃水がこの姥川に排出され、「油分の浮遊がはなはだし」い状態になっていた⁵²。さらに淵野辺地区では、相模工業プラント 8 工場の汚水を「横浜線に沿って流れるようにした」排水設備が「四百米ほど行ったところから畑のほうに急に（流）れ（に）く）くなっているの、そこから畑の方へ流れ込み、附近の陸稲や桑、トウモロコシを赤く枯れ」させていた⁵³。被害を受ける近隣農家は「自分の畑に水が流れ込まないように“あぜ”を高くする」という方策をとったが、水はより低い方へ流れるため汚水はあぜの低い農地に流れ込み、一軒があぜを高くすると「隣もまたそれよりも高くするという有様」であり、「お互いに近所同志で気まずい思いをしなければならぬのがほんとうに辛い」という状況になっていた。

工業化がすすむとともない発生した公害によって、近隣の住宅や農用地に被害が生まれた。このような公害は、周辺住民と農業従事者の生活に悪影響を及ぼし工場と周辺住民・農業従事者間の亀裂を生むだけでなく、被害者どうしの農業従事者間に亀裂を生むこと

⁴⁹ 「国鉄橋本自動車工場による井戸水汚染についての陳情書」『昭和 33 年事業場公害関係書類綴（解決処理）』

⁵⁰ 「旭地区桑園被害に関し、<法人名>相模原工場に対する勧告書の送付について」『昭和 38 年度公害関係書類』

⁵¹ 「小宮山上地区養蚕損害の調停概要」『昭和 38 年度公害関係書類』

⁵² 「姥川の工場廃水の排出について」『昭和 38 年度公害関係書類』

⁵³ 「北相民報」昭和 29 年 8 月 5 日

もあった。

団地の建設

旧市域北部で工業都市化がすすむ一方、小田急線沿線の南部では団地建設などによって住宅都市化がすすんだ。昭和 34 年から 37 年にかけて、相模大野駅から小田急相模原駅の周辺に日本住宅公団によって毎年団地が建設され、相模大野団地（812 戸、2760 人）・鶴が丘団地（500 戸、1700 人）・上鶴間団地（446 戸、1516 人）・上原団地（292 戸、993 人）が建設された。その後団地建設は一時途絶えるが、昭和 41 年に国立相模原病院跡地の一部に相模台団地が建設され、また昭和 40 年から 43 年にかけて神奈川県住宅供給公社により旧市域最大の戸数を誇る相武台団地が建設された。各団地の概要は下記の通り⁵⁴。

団地名	施行者	建設年次	団地面積	戸数	入居人員
相模大野団地	日本住宅公団	昭和 34 年	7.7ha	812 戸	2760 人
鶴が丘団地	同上	昭和 35 年	4.6ha	500 戸	1700 人
上鶴間団地	同上	昭和 36 年	4.8ha	446 戸	1516 人
上原団地	同上	昭和 37 年	1.4ha	292 戸	993 人
相模台団地	同上	昭和 41 年	11.0ha	1020 戸	3468 人
相武台団地	神奈川県住宅供給公社	昭和 40～43 年	17.3ha	2528 戸	8595 人
計			46.8ha	5598 戸	19032 人

相武台団地は戦時中、陸軍士官学校演習場として使用されていた。終戦後の緊急開拓事業において開拓農地として解放された。しかし「この土地は農耕地としてはまったく不適當」であり、しかし「小田急線に接続」する立地などから「国家の要請する住宅団地としては最適地」であるとして熱心に日本住宅公団による団地の建設を誘致していた⁵⁵。住民の希望と違い誘致はなかなか実現しなかったが、昭和 37 年に神奈川県がこの土地の用地買収を行い、翌昭和 38 年に団地開発計画を明らかにした。

昭和 43 年の相武台団地と相模台団地で行われた住民の実態と市行政への影響を把握するために行われた調査によると、住民の前住所は両団地とも東京都区内が最も多く、ついで多かったのが横浜市、川崎市からの転入者であった⁵⁶。勤務先でも東京都区内が圧倒的であり、住民の就業産業を見ると製造業への就業者が多いが、3 次産業に分けるとサービス業や公務員などの第三次産業への就業者が多く、第一次産業への就業者はゼロであった。年齢分布から世帯構成を考えると 20 代後半～30 代後半の若い夫婦と子ども 1～2 人という核家族の世帯が一般的だった。つまり住民層としては都心に勤める父親を持つ家庭が、

⁵⁴ [相模原市, 昭和 43 年]。入居人員は 1 戸 3～4 人での推計

⁵⁵ 「新磯、麻溝への公団住宅誘致に指導、協力願いたいこと」『昭和 38 年度市議会会議録』

⁵⁶ 添付資料 図 4 「相武台団地・相模台団地住民前住所」

過密がすすむ東京・横浜・川崎などの住宅が手狭になり越してきたというパターンが多いことが推測できる⁵⁷。

都市化

低所得者を対象とした県営住宅や民間業者などによる分譲住宅も多く建設され、首都圏整備法の市街地開発区域に指定されて以降、旧市域の人口は加速度的に増加していった。市制を施行した当初は約 8 万人だった人口は昭和 35 年に 10 万人を突破し、20 万人を超えたのは計画よりも 8 年早い昭和 42 年のことだった。昭和 36 年から昭和 48 年までの人口増加の大半は市外からの流入によるもので、中でも昭和 43 年から昭和 45 年にかけては毎年二万人にも達する人々が市外から流れ込んできていた⁵⁸。旧市域の人口増はとめどなく、昭和 46 年には 30 万人、昭和 52 年には 40 万人、昭和 62 年には 50 万人へと市の人口は膨らんでいった。

人口は増加しても、その購買力を旧市内でまかなうことはできなかった。「何時迄も町田依存」であり、むしろ「流出は非常に増大」していた⁵⁹。市制施行時の方針のひとつであった中心市街地の形成は、現在も達成されずに課題として残っている。

昼間は旧市外で働き、相模原には寝に帰るというライフスタイルの住人が多くなっていった。地元農家も軍都計画が進められたころから工業などに圧迫され、戦後すぐの時点でも「農家と雖も多くは兼業農家であって若者の多くは勤人の立場」であった⁶⁰。復員者の入植や市制施行後の市街地開発による活発な工場誘致と新規住民の大量流入にともない、軍都計画によってひとつにまとめられた旧村がひとつの相模原町民・市民としての一体感を育むこともなく、逆に酪農に対する匂いの陳情が寄せられたり土地を売ったりするなどで新規住民に圧迫される形で紐帯は弱まっていった。また入植してきた開拓農民は入植してきたどうしで助け合い、コミュニティを育むことはあったが、多くの新規住民たちは地域旧来のコミュニティと溶け込むこともなく、特に旧市外に職場を持つ人々は「土地に対するなじみも、愛着」も、「隣近所の連帯感」もなく、「自分の殻に閉じこもり」、相模原はベッドタウンと化していった⁶¹。

57 [相模原市, 昭和 43 年]

58 [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年]P752

59 [相模原市, 昭和 47 年]

60 「昭和 25 年度相模原土地区画整理農地関係陳情書」

61 「都市化の弊害から市民をまもるには」『昭和 45 年度第 3 回市政モニターアンケート意見集録』相模原市広報課市民相談室

第三章 政令指定都市への布石

第一節 津久井地域と周辺地域の関係

津久井地域と周辺地域

城山・津久井・相模湖・藤野町の四か町は丹沢山地の北側に位置し、相模原台地の北西端を占める城山町の東部以外、四か村の全域は山地で占められている。相模川・道志川・串川とそれら河川の支流が流れ、水の豊かな土地である。古くは相模川の水運拠点、甲州街道の宿場町として栄えた。

津久井地域は道志川を境に、西側の相模湖町と藤野町を上津久井、東側の津久井町と城山町を下津久井と分けられる。城山町の東部は相模原台地上にあり旧市域の市街地と地続きになっているが、津久井地域は江戸時代後期から昭和初期にかけて養蚕と織物産業が興隆し、甲州街道でも繋がり、絹織物産業・養蚕業が非常に盛んだった八王子市と関係が深かった。相模湖町と藤野町は中央本線と中央自動車道が通っており、八王子市とは鉄道と高速道路とバスという三つの交通手段によって結ばれている。

また道志川の上流は山梨県南都留郡から流れており、藤野町は山梨県上野原市と隣接している。

旧市域と津久井地域の関係

旧市域と津久井地域間に鉄道はない。また高速道路でも繋がってなく、それらを利用して二地域間を移動する場合は他市を通過することになる。旧市域と津久井地域を結んでいるのは、橋本から出発するバスである。

旧市域と津久井地域の関係は、相模川の水源地とそれを利用する下流域という関係であった。津久井地域には相模湖・津久井湖・城山湖があり、相模原市中心部や横浜市、川崎市などに水を供給している。しかしそれらは天然のものではなく、いずれも昭和以降に造られた人造のダム湖である。相模原台地は水が得にくいことが難点であり、相模川の水をひいて新田開発を行おうという構想は明治時代からたびたび立案されてきたことであった。しかしなかなか現実には実現されなかったが、昭和に入り横浜市や湘南地域の人口が急増し新規の上水道補給が必要になったことから相模川上流にダムが建設されることになり、旧市域と津久井地域は水で結ばれることになった⁶²。

近年では通勤・通学での両地域間の移動も増え、行政的な連携も行ってきた。昭和 55 年から定期的に首長懇談会を開催し、津久井広域道路の整備促進、ごみ処理の広域化の検討、図書館の相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターでの広域的な相談業務など、連携することで市民ニーズの充足や行政コストの削減ができる取り組みを行ってきた⁶³。

⁶² [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年]P310~311

⁶³ 市町村合併ってなんだろう? (9) 平成 15 年 7 月 1 日号

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/gappei/kouhou_report/002890.html (平成 22 年 12 月 15 日閲覧)

水源地として

昭和 13 年、相模川上流で相模ダムを築造する相模川河水統制事業が始まった。この事業は昭和 10 年に内務省によって採用された鬼怒川・奥入瀬川・浅瀬石川・小丸川・諏訪湖等 7 河川 1 湖沼を対象に立案された河水統制事業のひとつで、治水と利水を効率的に行うための河川施設を建設する事業である。効率的な治水と利水のために一貫した開発を行い、一級水系・二級水系を問わず、一河川にも留まらず、複数の支流を含めた、更には複数の水系を跨いで大規模な事業として遂行されるケースも多い。相模川河水統制事業では、相模川に相模ダムを築造して湖を作り、洪水調節を行いながら発電・水道用水・工業用水・農業用水を得ることを目的としていた。

相模ダムは昭和 16 年から建設を始めたが、建設にともない相模湖町の 196 戸がダムの底に沈むこととなり、水没住民より強固な反対運動が持ち上がった。しかし軍部は海軍艦艇建造の要である横須賀海軍工廠や軍需産業が密集する京浜工業地帯への電力・用水供給を急いでおり、藤野町で陸軍阅兵式を行うことで反対住民に圧力をかけ、工事を進めた。しかし物資の不足により工事は遅れ、ダムが完成したのは敗戦後の昭和 22 年であった。

軍部の圧力によって工事が進められた相模ダムの完成は敗戦後となったが、しかし敗戦後も水が不足していることには変わりはない。今度は戦後の経済復興や人口急増のためにやはり水の安定供給が必要であり、昭和 27 年、神奈川県は第二次河水統制事業を計画した。これは相模ダムの下流に城山ダムを築造することにより津久井湖を造り、京浜方面を中心とする水不足を解消しようとする計画である。昭和 32 年 3 月、県議会で承認を受け、相模川総合開発事業として都市用水の供給・洪水調節・発電を目的とした城山ダムの建設、発電のための本沢ダムの建設とそれに伴う城山湖の築造、下流部の寒川町への取水施設の建設、相模川支流の串川流域の変更工事が一貫して執り行われた。城山ダムの建設によっては沼本・三井・荒川・小網、不津倉・川坂・中沢などの集落、285 世帯がダムの底に沈むことになり、移転をめぐった反対運動が展開された。当時の神奈川県知事である内山岩太郎氏が水没住民の代表と話し合いを持ち、水没住民の 6 割を占める沼本・三井・荒川・中沢地区の集落の世帯が旧市内の相原の二本松地区に集団移転することになり、工事はすすめられた⁶⁴。

そうしてできたダムの水を、旧市域でも急増する人口の生活用水や工業用水として享受し、使用してきた。

第二節 旧市域と津久井地域の合併

合併の起こり

相模原市は平成 18・19 年に津久井地域と合併し、市域を拡大した。この合併が行われた理由は、分権改革・地方行財政改革・行政改革を背景とする行財政的な理由が主である。

平成 13 年に神奈川県が主催した「市町村合併を考えるフォーラム 津久井地域」が開催されて以来、城山・津久井・相模湖・藤野町の四か町からなる津久井地域では市町村合

⁶⁴ [相模原市総務局総務課市史編さん室, 平成 20 年]P310~311

併について議論されるようになった。市町村を取り巻く環境が変わり、国や県からの支援が縮減され、さらに高齢化もあわさって歳入不足で財政がひっ迫して単独町制では「高度化する住民の要望はもとより現状のサービスを提供することさえままならなくなる」ことが危惧されたからだ⁶⁵。平成14年10月に城山・津久井・相模湖・藤野町の四か町で行われた市町村合併に関する住民意向調査では、合併を必要だと考える住民が各町で過半数を超えた。そのため前述の住民意向調査でも、城山・津久井町では希望する合併先として相模原市をあげる回答も多かったが、相模湖・藤野町では八王子市を挙げる回答が多かった。相模湖・藤野町はまず八王子市に合併協議を打診したが、しかし八王子市は県をまたいでの合併は困難と回答し、合併協議の実現には至らなかった。

八王子市との合併協議が実現に至らなかった後、平成15年1月、津久井青年会議所のメンバーが中心となって住民発議による「津久井郡4町の法定合併協議会」の設置請求が起こった。これは各町の定例会においてそれぞれ審議され、相模湖・藤野町の議会では可決されたが、しかし城山・津久井町の議会において否決され、津久井郡四か町の合併協議会も設置には至らなかった。

平成15年の5月、津久井郡町村会の新旧会長両名が相模原市長と面談し、合併特例法の期限である平成17年3月を考え、津久井郡各町と相模原市の合併を検討したいという旨を伝えた。これを受けて相模原市・津久井郡4町等広域行政連絡会議の下部に、相模原市と津久井郡各町の職員で構成する「市町村合併に関する調査研究部会」が設置され、相模原市と津久井郡四か町との合併についての具体的な調査研究が開始された⁶⁶。

任意合併協議会

市町村合併に関する調査研究部会で研究がすすめられた後、より具体的に合併について話し合うために任意合併協議会が設置されることになった。しかし藤野町において合併協議会の補正予算案が否決され、藤野町は合併協議への参加を見送ることになった。津久井地域は四か町で津久井郡広域行政組合という一部事務組合を組織しごみ処理や消防などの一般事務を分掌しており、どこかひとつだけの町が抜けた状態で合併をすすめることはためらわれた。しかし藤野町長が一市三町の合併協議に対し円滑にすすむよう協力するとの意思を表示し、平成16年4月、一市三町による相模原市・津久井地域合併協議会（任意合併協議会）が設置された。

平成16年8月、6月に行われた藤野町の合併についての意思を問う住民投票において合併に賛成する意見が単独町制の継続に賛成する意見を上回った結果を受け、藤野町長の倉田氏が合併協議会に参加している一市三町の首長に対し「藤野町を含めた1市4町での合併に向けた協議を行うことができるよう、特段の配慮を願いたい」との申し入れを行った。しかし一市三町の合併協議会ではすでに合併の期日や方式の決定、事務事業の調整を行っていたため、藤野町と相模原市は一市三町とは別に、一市一町で合併協議をすすめていくことになった⁶⁷。

⁶⁵ 「相模原・津久井地域 合併協議会だより」平成16年6月創刊号

⁶⁶ [相模原市, 平成19年]

⁶⁷ 「相模原・津久井地域 合併協議会だより」平成16年9月第4号

合併までの流れ

合併に慎重だった藤野町が合併実現に向けて動き出した一方、平成 16 年 11 月に行われた相模湖町の合併について意思を問う住民投票では、53 票差で単独町政の継続に賛成する意見が合併に賛成する意見を上回った。しかし 10 月の町長選挙では合併を勧めてきた現職が再選しており、相模湖町長の溝口氏は合併協議を続ける旨を表明した⁶⁸。

相模湖町では住民投票では単独町政の継続が上回ったものの、町長選挙で合併を推進する現職が当選したため合併協議を続けることになったが、城山町では平成 16 年 6 月に行われた城山町長選挙において合併をすすめてきた現職がやぶれた。新たに町長に就任した小林氏は、平成 16 年 10 月に相模原南市民ホール・杜のホールはしもと・神奈川県立相模湖交流センターにおいて開催された市町村合併シンポジウムを「シンポジウムの内容が『合併ありき』と受け取れるため、シンポジウムを欠席する」などして合併に積極的ではない態度を表明、平成 17 年 6 月の議会答弁では単独町制の継続を表明した⁶⁹。

平成 17 年 4 月、城山町の住民発議により相模原市・城山・津久井・相模湖町の一市三町による法定合併協議会が設立された。しかしこの協議会は 3 回で休会することとなる。7 月に開催された第 2 回協議会において、合併の期日についての協議が行われた。原案では「相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成 18 年 3 月 20 日に合併し、相模原市と城山町の合併の期日については、改めて協議する」としてあったが、城山町委員から「合併の期日についての協議であるのに、議案には期日が入っておらず、その意味が理解できない」という意見が出た。その他の委員からも「合併の基本項目でもあり、合併の期日を設けるべきである」という意見が多数あり、事務局から「相模原市と城山町の合併の期日については、平成 18 年 3 月 31 日までに県知事に合併の申請を行い、平成 19 年 3 月 31 日までの間のいずれかの日とする」という修正案が提案され採決をとったところ、会長を除く出席者 44 名中賛成 43 名反対 1 名という結果になり修正案の通り決定した。これに対し協議会の副会長である小林氏は、合併協議会規約第 3 条の合併の是非を含めて議論することと協議会を設立する際に一市三町の首長で合意した期限にこだわらずに協議することという合意がくずれたとし、「議案第 6 号の「相模原市と城山町の合併の期日については、改めて協議する」は、1 市 3 町の首長で慎重な議論を踏まえて提案されたものであり、副会長として責任を持って提案したものである。これが修正されるようでは、今後責任を持って協議に参加できない」として、協議会副会長職の辞任届を提出し退席した。辞任届は会長預かりとなったが、副会長である小林氏が退席したことにより「本日は協議をこれ以上進めるべきではない」という意見が出て休会となった⁷⁰。その後一市三町の首長で協議し協議会を休止することとし、11 月にその報告のため開催された第 3 回協議会で了承された⁷¹。

津久井・相模湖町は相模原市に対し一市二町で先行して合併協議を行いたい旨を申し入れてあり、相模原・津久井地域合併協議会に先んじた平成 17 年 2 月 15 日に相模原市・津久井町・相模原湖町合併協議会を設置していた。合併特例法の適用期限内である平成 3 月

⁶⁸ [相模原市, 平成 19 年]

⁶⁹ 「相模原・津久井地域 合併協議会だより」平成 16 年 10 月 15 日第 6 号

⁷⁰ 「合併協議会だより」平成 17 年 8 月 1 日第 4 号

⁷¹ 「合併協議会だより」平成 17 年 12 月 1 日第 8 号

31日に県知事に合併を申請しており、平成18年3月20日の合併成立を目指して協議をすすめていった。平成17年7月11日には県議会で相模原市・津久井・相模湖町の合併議案が可決され、予定通り平成18年3月20日に合併を行った。

平成17年11月、城山町の住民発議により設置された相模原・津久井地域合併協議会が休止されると、城山町では合併推進を求める住民によって町長の解職請求が行われた。翌16年2月、住民投票が行われ賛成多数で解職請求が成立し、同じく2月に行われた合併に関する住民投票でも合併に賛成する意見が多数となった。3月の町長選では合併推進派の町長が当選し、城山町も藤野町と同時に合併することを目指して4月に相模原市・城山町合併協議会が設置された。平成19年3月11日、藤野町と城山町の編入合併となり、人口約70万5000人、面積328.84平方キロメートルの相模原市が誕生した。

第四章 市民意識の醸成に向けて

第一節 中心地の欠如

一体感のないデメリット

相模原市が言われる「へそのないまち」とは、中心地の欠如を意味する。なぜ中心地ができなかったかをここまでの検証から推測すると、村から町・町から市への行政的理由による肥大化・都市化、それによる新規住民の大量流入と旧住民の強制的または積極的移転が理由であると考えられる。相模原はもともと農業で生計を立てる農村地域であったが、旧市域において昭和 25 年には 12087 人だった農業従事者が平成 22 年には 2205 人まで減少している。市としてひとつの一体感を得る前に新規住民の流入や開発によって地縁が薄まったと考えられる。

一体感をもたないことのハード面からの理由やデメリットについて考えてみる。地縁の薄れ、帰属意識の薄さから市としての一体感をもたないことによって、市庁舎の移動の例に見るように、一点に開発を集中して中心市街地の形成をはかることができなかった。一体感とは、市全体での合意形成とも言い換えることができる。中心市街地の形成は近代以降の相模原の課題であり市制施行時には重要施策として位置づけられていたが、未だそれは達せられていない。旧市域において商業は主に大野・橋本・上溝に集積していたが、市行政は一点を選ばずに三地点を結んだエリアを中心市街地として設定し、エリア内ほぼ中心の三つの地域の境界線近くに市庁舎を移転させた。しかしこの三角で囲まれたエリアが中心市街地として特出することはなかった。ゾーン設定が広すぎたためだろう。中心である市庁舎からは、JR 横浜線最寄りである相模原駅へは歩いて 15 分、JR 相模線最寄りの上溝駅へは歩いて 25 分、小田急線最寄りの相模大野駅へはバスで 4・50 分かかる。市庁舎の駐車場はいつもいっぱいだ。

周辺都市への依存

中心地の欠如によるデメリットは、周辺都市への依存度が高くなり、経済的な面において購買力が吸収されるということにある。平成 19 年の商業統計によると、人口 70 万 5141 人の相模原市では 4076 の商店数で小売業の年間販売額は 6132 億 3100 万円となっているが、隣接している町田市では 41 万 1583 人の人口と 2450 という商店数で、小売業の年間販売額は 5048 億 4000 万円に達する⁷²。相模原市内、特に北の方に位置する地域から町田への移動量は概ね突出して多く、町田への依存度の高さと多くの購買力が吸収されていることが予測できる⁷³。また移動量からは、鉄道を利用した際の市内着比率が極めて少なく、鉄道に乗った際は市内を通り過ぎて市外へ出る・市内間移動で鉄道が主要な移動手段になっていないという傾向が見取れる。これは市内の鉄道網が、3 本の違う路線が旧市域の外周を囲むように走っていることからくる便の悪さがまず大きいだろう。バスの路線は旧市域を網の目のように走っているが、相模原市におけるバスのだいたいの本数というのは、

⁷² [相模原市環境経済局 平成 22 年]

⁷³ 添付資料 「相模原市パーソントリップ」

一時間三本だ。零本、一本の場合もある。こういった交通の不便さも中心市街地形成の障害、購買力の流出とつながっているだろう。

行政サービスの不均衡の是正

またハード面の問題では、新たに合併した津久井地域と中核市として整備を進めていた旧市域との間に交通網や下水道の整備状況に差がある。公平な市行政サービスを行うために、相模原市ではこれらの整備も目下進めている。津久井地域では公共交通手段が少ないほか、道路の幅に対して交通量が多くなっていたり通学路で頻繁にトラックが通っていたりと既存の道路にも問題がある。平成 22 年度に政令指定都市に移行し、管轄が県より市に移ったことによって住民の希望に沿った細かな対応が期待される。今後市内を繋ぐ交通網としては、原当麻にインターチェンジを置き中央自動車道と接続するさがみ縦貫道や、相模湖から相原辺りを繋ぐ津久井広域道路が計画されている。そのために今は原当麻や相模湖の近くの道路の整備や、津久井地域の下水道の整備などをおこなっている状況である⁷⁴。

第二節 地域のまちづくり

先駆事例

次に一体感醸成のためのソフト面の取り組み、つまり合意形成の仕組みづくりについて見ていく。

相模原市では、中核市への移行期である平成14年から、都市内分権が提唱され始めた。相模原市は都市内分権を自治体の大規模化に伴う「市民の身近なところで決定が行える反面、自治体政府そのものが市民から遠くになってしまうという課題」を解消する「参加・協働によって住民自らが主体となる「住民自治体」を実現」するものと位置づけ、取り組んできた⁷⁵。中でも住民が自分たちのまちのまちづくりについて話し合う場の設定と、地域の既存団体と個人との繋がりを強化すること、地域における活動の活性化を重要視している。

まちづくりについて話し合う場の設定において、平成17年度から18年度にかけて小山地域と田名地域においてテストケースが実施された。小山地域では「住みよい小山をつくる会」が発足し、こども110番の家の見直しや相模原総合補給廠の返還後の跡地利用にまつわるワーキングなどが行われた。モデルケースとしての会の実施期間は約1年2ヶ月であり会の参加は自由であったが、回数を重ねるにつれ役員や会則、また会員の入会登録や登録方法を個人で可とするのか団体の代表とするのかなどの問題が起こり、「結局、最後まで出てきたのは自治会や公民館に關係して活動している人たちであった」という状況だった⁷⁶。信頼という面では同じ人が議論するということが重要であり、確かに住民が主体となっているが、反映される意見が一部の住民のものになり一般性に乏しくなるというリスクを負う。このモデルケースにおいては、ともに防災問題に取り組むなどして地域の既存団体間

⁷⁴ 平成 22 年 12 月 15 日 相模原市役所広域行政課某氏

⁷⁵ [さがみはら都市みらい研究所, 平成 17 年]

⁷⁶ [住みよい小山をつくる会事務局, 平成 18 年]

の連携を強める点では成功したが、住民が自分たちの問題について話し合う場作りとしては参加者の偏りという点で失敗であったと思う。相模原市における自治会の平均加入率は平成19年時点で61%、しかも毎年減少しているため自治会が住民の合意を代表しているとはいえない⁷⁷。

また平成17年からは年一回市行政と住民が地域課題について話し合う地域市政懇談会が各地域で設けられた。これは住民からの質問に市担当者が返答を行う形式であった。討議の内容は道路の建設・補修や防災問題、座間キャンプの騒音問題など住民が市にやってほしいこと要望が主であり、住民側は懸念事項の進捗状況を聞いたり、市側は住民の要望や懸念がどこにあるのかニーズを把握したりする取り組みであった。住民側の参加者は、自治会役員や婦人会など団体の代表者から構成された。

地域資源を生かしたまちづくりを

政令指定都市に移行した平成22年からは、区制が敷かれ、区ごとに区の課題やまちづくりの方向性について協議を行う附属機関として区民会議が設けられた。さらに市内22の地域に地域のまちづくりについての話し合いなどを行うまちづくり会議と、地域ごとのまちづくりの支援を行う地域政策担当の職員が設けられた。

区民会議は区内各まちづくり会議の委員・商工会メンバー・公募委員・学識経験者らによって構成され、まちづくり会議は自治会・老人会・社会福祉協議会・消防団・学校校長らによって構成されている。今年度の審議内容は、地域活性化事業交付金の交付事業の決定・区ビジョンの内容・地域によって行政からの諮問事項であった。まちづくり会議は市と主に自治会の接点であった地域市政懇談会の後身として設けられたが、諮問事項が議論の中心となって地域市政懇談会の性格から抜け出せない地域や、地域活性化事業や地域内のコミュニケーションの活性化のための手段が議論の中心となる地域など、地域によって取り組みには温度差がある。またまちづくり会議の委員は、個人としてより団体の代表として選出されている側面が強い。よってこの区民会議とまちづくり会議の制度は、現時点では各地域に存在する既存団体間の連携を強め、団体と行政間の協働をなすための制度として動いている。これでは地域活動が特に活発な上澄みの人たちとのみまちづくりを繋ぐリスクを負う。今後は地域活動の活発な人たちと連携を保つとともに、まちづくりに参加する個人の裾野を広げることが必要である。またまちづくり会議の構成人数は約20人ほどであり、地域において活動していてもまちづくり会議に参加していない団体もある。こういった団体の意見も反映できる仕組みがなければ、住民参加も形骸化しかねない。

またまちづくり会議と区民会議は重複する委員をもつため横の連携を作るための素地があるが、区民会議間の連携についてはまだ話し合われていない。これでは仮にまちづくり会議と区民会議によって地域・区ごとに一体感が醸成されたとしても、市という視点で見ると分裂しているという事態も起こりうる。例えばまだ農地の多い南部や津久井地域と、町田と隣接し相模原総合補給廠の変換による再開発もありうる大野地域など、地域によるキャラクターの違ひによって意見の分裂は十分引き起こされうると考える。

そこで今後必要となっていくのは、まちづくり会議と区民会議の制度を利用しながら、ま

⁷⁷ [相模原市, 平成 19 年 b]

ず個人の地域への関心・参加を引き起こし、一部に限定されずに地域の個人・団体でまちづくりについて話し合いが行われること、各地域間・各区間で連携が図られることである。特に前者2つを実現するためには、地域政策担当が各担当地域に精通することが必要である。自治会だったら市民協働推進課、学校だったら学務課、老人クラブだったら高齢者福祉課、公園だったら水みどり環境課、史物・文化財だったら文化財保護課というように、縦に仕切られている地域資源を地域という横軸で把握し、また必要なときは橋渡しをすることが重要であると思う。例えば分野やアクター構成の異なる団体をつなげて地元の小学生が地元のおじいちゃんに歴史を学んだり、市内小売店や農家と買い物が困難な高齢者を繋げたり、また活動内容が似た団体の交流を図ることで相乗的な効果を狙ったりすることができると思う。

まとめ

江戸時代の分給に基づく分郷・分村に始まり、村内では集落ごとの自立心が高かった。相模原市の住民は、村という単位のコミュニティへの帰属意識はもともと強くはなく、地域の結びつきというよりは、自分の生活に関わる身近な人との、家族意識の延長のような紐帯があったのではないかと考える。合併をすることにより一時的に旧村単位への帰属意識が高まり、新単位内で衝突も起こった。特に大野村では広範囲の旧村を合併したため南北での意見統一は難しかった。しかし時間を経るにつれ旧コミュニティへの帰属意識は薄れていった。さらに神社・寺院が合併することにより、祭祀集団が消滅し集落の結びつきが弱くなり、大正を経て、旧村意識が薄れ新村の枠組みに慣れていった。ここには積極的な新村のアイデンティティの獲得というよりも、旧コミュニティでの結びつきが弱まったために新しい大枠のコミュニティが受け入れられたという状況がみてとれる。また戦争に向けた団結意識の高揚もそれを後押しした。

新村が受け入れられたころ、そこに軍都計画が持ち上がり再び合併をすることとなる。郷土意識の強かった大沢村やすでに町制を施行していた座間町などで反対が起こるが、軍部の意向により合併は半ば強制的になされた。軍関連施設が多数建設され、それに伴い工業の発展と人口の増加が起こった。終戦後、合併を強いた軍部のプレッシャーと軍都建設という目的とがなくなり、もとの町村に戻ろうという分町運動が起こる。座間町はいちはやく分町した。しかし当時の小林町長は分町が相模原地域の発展を遅らすものだと考え、分町指向に歯止めをかけるため新たに町としての目標を打ち出した。それが市制施行である。市制方針では工場誘致、団地計画、中心市街地の形成、農業政策を主な施策として挙げていた。また市制施行後、東京の産業や人口を吸収する市街地開発に選定され、工業地としての開発や団地の建設が相次ぎ、都市化の道をすすんでいった。しかしこれによって相模原町・相模原市としての一体感を得る前に人口が急増し、地縁の意識は薄れていく。

市制施行時の主要施策のひとつであった中心市街地の形成は今も続く課題である。当時の方針は橋本・淵野辺・上溝を結ぶ三角エリアを中心地として活性化させ、相模原で働いた所得をもって相模原内で購買を行うというものであったが、今なお購買力は町田や横浜などに吸収されている。これは、中心市街として設定したエリアが広すぎたことと、エリア内の公共交通が少ないことが原因だと思われる。

津久井地域との合併は、津久井地域側の財政基盤の強化と行政サービスの向上、旧市域側は合併することによって政令指定都市の要件である人口 70 万人を突破するというメリットからなされた。津久井地域内でも合併するか否かで揺れ、その理由は同じ財政基盤や行政サービスを指して単独町制でもまだ大丈夫なのではないか、合併するには時期が早いのではないかとというものだった。しかし町長選で一度合併推進派が敗れた城山町でも、合併慎重派の町長のリコールを経て、平成 18 年の選挙で改めて合併推進派が選出され、平成 19 年に一市四町での合併が終了した。

市域が拡大したことによって一体感の獲得が課題となるが、そのためには交流を促進し合意を形成するためのハード面とソフト面両面からの取り組みが必要である。ソフト面の取り組みでは、まちづくり会議と区民会議を設け地域活動団体の情報共有・地域活性化事

業交付金を活用したまちづくり・地域のまちづくりを市と話し合う・区ビジョンの検討などが行われてきた。しかし参加委員が限定されており、今後まちづくり会議・区民会議・地域政策担当の制度を利用しながら、まず個人の地域への関心・参加を引き起こし、一部に限定されずに地域の個人・団体がまちづくりについて話し合いが行われること、各地域間・各区間で連携が図られることが課題である。

この論文では相模原というまちがどのようにして今の形に辿り着いたのか、地域内や周辺地域との関係性に注意しながら歴史的にとらえてきた。この論文を読めば、それぞれの地域の文脈やキャラクターの把握ができ、また市という枠組みの中で対比しながら見てきたので地域の個性を発見するための一助となるのではないかと思う。さらに市の歴史は地方自治政策とも密接にかかわっているため、東京都心近くの周辺都市の発展推移の一類型の把握としても役に立つのではないかと思う。最終章では政令指定都市への移行で設けられた新しい住民合意形成の仕組みと課題にも言及した。

文献目録

- 「旭地区桑園被害に関し、某相模原工場に対する勧告書の送付について」
「新磯、麻溝への公団住宅誘致に指導、協力願いたいこと」
「姥川の工場廃水の排出について」
「国鉄橋本自動車工場による井戸水汚染についての陳情書」
「小宮山上地区養蚕損害の調停概要」
「昭和 21・22 年度町議会々議録。」
「昭和 23 年度町議会々議録。」
「昭和 25 年度相模原土地区画整理農地関係陳情書」
「昭和 26 年度町議会々議録。」
「昭和 27－28 年度都市計画に関する書類」
「昭和 27－28 年度都市計画に関する書類」
「昭和 32 年度神奈川県土地および水資源に関する総合計画・相模原工場適地調査書」
「新興都市土地区画整理事業について」
「昭和 33 年開拓入植営農施設関係綴 神奈川県開拓農業協同組合一覧表」
「相模原都市建設事業参考資料 相模原開発計画ニ関スル協議会」
「町役場の新築反対を町民に呼びかけるビラ」
相模原市総務局総務課市史編さん室.(平成 20 年).『相模原市史 現代資料編』
相模原市総務局総務課市史編さん室.(平成 22 年).『相模原市史 民俗編.』
相模原市.(昭和 32 年).『昭和 30 年国勢調査 附帯調査 相模原市人口と産業人口及び住宅事業』.
相模原市.(昭和 43 年).『市内に建設された公団、公社住宅の状況. 著: 公団・公社住宅の実態と市行政に及ぼす影響調査』.
相模原市.(昭和 45 年).『町別人口及び世帯数』.
相模原市.(昭和 47 年).『消費者動向調査の分析概要. 著: 相模原市消費者動向調査結果報告書』
相模原市.(昭和 44 年).『相模原市史 第三巻』.
相模原市.(昭和 46 年).『相模原市史 第四巻』.
相模原市議会事務局.(平成 22 年).『相模原市政の概要』.
相模原市財団法人地方自治研究機構.(平成 20 年).『平成 19 年度 相模原市政令指定都市意向基礎調査』
城山町市町村合併研究会議.(平成 15 年).『城山町市町村合併に関する報告書』
相模原市広報課市民相談室.「都市化の弊害から市民をまもるには」.『昭和 45 年度第 3 回市政モニターアンケート意見集録』
相模原市民まつり実行委員会.(平成 22 年).『第 37 回相模原市民桜まつり』.
さがみはら都市みらい研究所.(平成 17 年).『相模原市における都市内分権に関する研究』.
相模原町.(昭和 29 年).『相模原町を相模原市とすることの申請.』
住みよい小山をつくる会事務局.(平成 19 年).『合併の記録』.
相模原市.(平成 19 年).『合併の記録』.
相模原市.(平成 19 年 b).『平成 19 年地域市政懇談会横山地区議事録』.

相模原市. (平成 22 年). 『平成 22 年度相模原市産業の概要』.

広報相模原. (昭和 26 年 1 月 10 日、昭和 31 年 10 月 20 日、昭和 33 年 2 月 25 日、昭和 33 年 7 月 15 日付記事)

広報さがみはら. (平成 22 年 1 月 23 日付記事)

広報ぷりにーず. (平成 18 年 2 号)

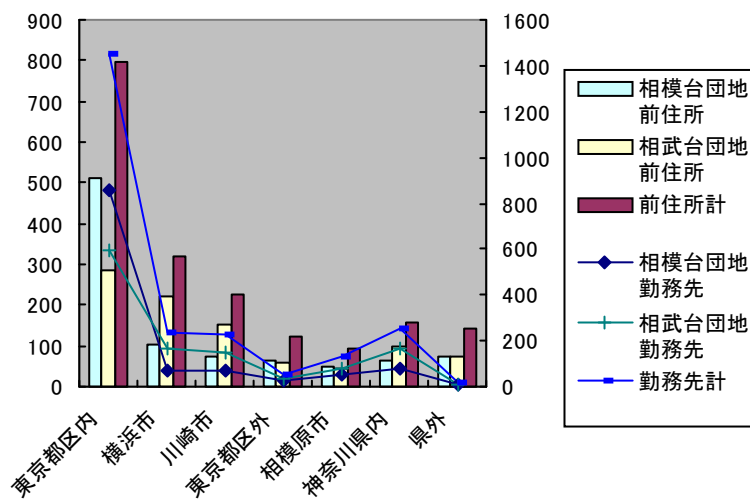
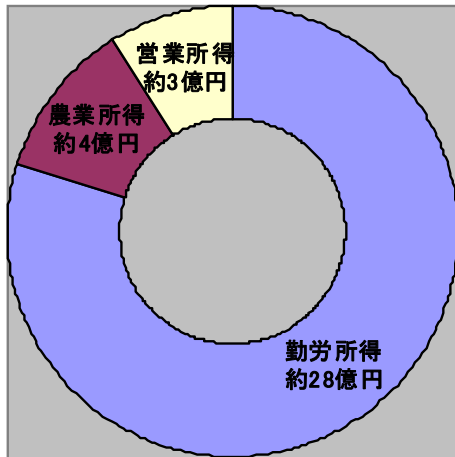
横浜貿易新報. (大正 13 年 12 月 13 日、昭和 16 年 4 月 29 日付記事)

北相民報. (昭和 29 年 8 月 5 日付記事).

相模原・津久井地域 合併協議会だより. (平成 16 年 6 月創刊号、平成 16 年 9 月第 4 号、平成 16 年 10 月 15 日第 6 号)

合併協議会だより. (平成 17 年 8 月 1 日第 4 号、平成 17 年 12 月 1 日第 8 号).

昭和28年度相模原町町民所得
 約36億2400万円 内訳
 (相模原町議会第八臨時会々議録P5より作成)



集落の形成

18か村の成立

相模原のルーツ

| 明治の合併～コミュニティの統合～

| 旧村意識の薄れ

↓

軍都 << 地域の強制変革 >>

市制 ターニングポイント

| 都市化、人口増

└──────────────────→ コミュニティの拡散、地縁の弱化

◎今後◎ 市全体の一体感、合意形成の仕組みづくりが課題

ハード面>交通網、中心市街地

ソフト面>まちづくり会議、区民会議を利用

※地域の活動が活発な個人・既存団体の一部に参加が限られる

↓

①個人の裾野を広げる、②他活動団体の参加、③地域間の交流

大野南・東林

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	総合計
神奈川県	44,619	4,022	49,221	4,040	56,285	80,719	243,370
自地域内	2,057	1,665	18,631	1,645	42,921	72,183	141,838
市内他地域	4,573	2,161	16,421	1,005	8,218	4,570	37,795
神奈川県他市	37,989	196	14,169	1,390	5,146	3,966	63,737
横浜市	11,920	47	2,519	205	235	134	15,288
大和市	3,664	0	4,081	438	2,172	1,259	11,744
座間市	2,239	77	3,117	390	2,246	2,254	10,466
厚木市	4,523	0	1,295	52	46	117	6,166
川崎市	4,926	44	669	127	57	29	5,923
藤沢市	2,719	0	213	0	0	0	3,010
海老名市	2,106	0	169	48	69	0	2,392
秦野市	1,114	0	248	0	0	0	1,362
平塚市	597	0	392	0	125	0	1,114
伊勢原市	904	0	152	0	0	0	1,056
綾瀬市	460	0	163	87	101	0	881
小田原市	712	0	125	0	0	0	837
茅ヶ崎市	593	0	82	43	0	0	718
鎌倉市	509	28	116	0	0	0	653
横須賀市	310	0	238	0	0	91	639
愛川町	0	0	262	0	0	0	262
東京都	35,458	457	7,149	837	2,656	2,927	49,670
東京区部	23,662	109	649	0	97	199	24,755
東京多摩部	11,796	348	6,500	837	2,559	2,728	24,915
町田市	6,729	348	5,440	791	2,483	2,691	18,629
八王子市	1,912	0	274	46	0	0	2,232
多摩市	778	0	257	0	0	0	1,035
総計	81,927	4,479	57,031	4,877	58,941	83,867	295,772
市内比率	8.1%	85.4%	61.5%	54.3%	86.8%	91.5%	60.7%

凡例: **赤太字(都県最多移動先)**
青太字(市別最多移動先)

※総合計はその他、不明を含む
※その他、不明は表から除外

備考: 特異なデータは赤字で示す

大野中・大野北

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	28,444	2,014	64,025	4,230	51,128	63,338	217,635
自地域内	1,723	611	24,813	2,064	37,163	56,733	125,605
市内他地域	6,147	1,403	29,450	1,642	13,542	6,214	59,832
神奈川県他市	20,574	0	9,762	524	423	391	32,198
横浜市	10,765	0	2,330	230	54	27	13,699
川崎市	3,022	0	1,018	0	25	33	4,155
厚木市	936	0	1,488	216	0	0	2,640
大和市	736	0	851	0	220	118	1,975
座間市	591	0	1,096	0	98	157	1,942
平塚市	580	0	320	0	0	0	944
海老名市	643	0	285	0	0	0	928
藤沢市	718	0	206	0	0	0	924
愛川町	77	0	696	44	0	0	817
茅ヶ崎市	475	0	258	0	0	0	733
伊勢原市	582	0	0	0	0	0	630
小田原市	389	0	156	0	0	0	545
鎌倉市	374	0	115	0	0	0	489
横須賀市	361	0	37	0	0	0	398
綾瀬市	28	0	284	0	26	0	338
秦野市	144	0	0	0	0	0	144
東京都	26,516	513	13,376	687	2,177	1,176	45,178
東京区部	13,904	0	710	0	0	0	14,706
東京多摩部	12,612	513	12,666	687	2,177	1,176	30,472
町田市	5,328	513	9,126	484	2,018	1,176	19,142
総計	59,904	2,609	78,224	4,917	53,421	64,688	265,952
市内比率	13.8%	77.2%	69.4%	75.4%	94.9%	97.3%	69.7%

相模台・相武台・新磯・麻溝

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	14,616	2,923	56,201	4,174	25,831	29,812	136,002
自地域内	946	689	16,925	1,393	15,252	25,211	61,653
市内他地域	2,706	1,962	23,775	1,167	7,717	3,535	41,449
神奈川県他市	10,964	272	15,501	1,614	2,862	1,066	32,900
座間市	476	157	4,516	717	2,200	1,033	9,340
横浜市	2,988	76	1,963	226	0	0	5,289
厚木市	995	0	1,978	45	135	33	3,359
大和市	799	0	1,700	273	430	0	3,202
海老名市	1,172	0	1,068	47	43	0	2,330
川崎市	1,593	39	291	79	0	0	2,038
愛川町	57	0	1,722	0	54	0	1,833
藤沢市	727	0	381	43	0	0	1,151
平塚市	476	0	487	42	0	0	1,111
綾瀬市	301	0	381	0	0	0	682
秦野市	297	0	236	0	0	0	533
伊勢原市	353	0	161	0	0	0	514
茅ヶ崎市	295	0	27	0	0	0	322
小田原市	41	0	130	99	0	0	270
横須賀市	36	0	138	0	0	0	174
鎌倉市	47	0	78	0	0	0	125
東京都	12,023	144	4,850	566	420	76	18,437
東京区部	6,845	86	713	0	35	43	7,900
東京多摩部	5,178	58	4,137	566	385	33	10,537
町田市	2,574	58	2,888	481	385	33	6,570
八王子市	1,173	0	451	0	0	0	1,653
多摩市	215	0	297	85	0	0	597
総計	28,125	3,267	61,373	4,740	26,332	29,888	156,528
市内比率	13.0%	81.1%	66.3%	54.0%	87.2%	96.2%	65.9%

橋本・小山・清新・中央

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	32,550	8,369	121,133	6,300	62,720	72,643	310,791
自地域内	2,418	1,322	32,967	1,509	35,861	60,365	137,238
市内他地域	7,518	3,465	40,265	2,242	13,264	6,080	74,831
神奈川県他市	22,614	3,582	47,901	2,549	13,595	6,198	98,722
横浜市	8,002	0	1,479	80	127	0	9,830
川崎市	2,841	0	401	0	0	0	3,270
厚木市	931	0	1,421	87	0	0	2,439
海老名市	582	0	676	0	37	0	1,411
愛川町	0	0	955	99	55	0	1,109
座間市	246	0	757	0	0	0	1,003
大和市	458	0	277	0	28	26	789
横須賀市	549	0	0	0	0	0	549
藤沢市	434	0	69	0	0	0	503
平塚市	237	0	215	0	0	0	452
茅ヶ崎市	319	0	114	0	0	0	433
伊勢原市	0	0	344	0	0	0	344
綾瀬市	87	0	202	41	0	0	330
小田原市	178	0	42	0	0	0	220
鎌倉市	37	0	87	0	0	0	124
秦野市	109	0	0	0	0	0	109
東京都	29,448	1,116	14,401	1,569	2,028	1,436	50,532
東京区部	12,680	43	759	37	91	51	13,707
東京都多摩部	16,768	1,073	13,642	1,532	1,937	1,385	36,825
町田市	4,647	756	6,898	872	1,492	1,237	16,227
八王子市	5,711	123	3,816	540	398	121	10,736
多摩市	2,032	125	849	43	0	0	3,102
総計	56,229	6,020	96,415	5,627	51,563	68,137	289,716
市内比率	17.7%	79.5%	76.0%	66.7%	95.3%	97.5%	73.2%

大沢・田名・横山・星が丘・光が丘

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	15,771	3,537	113,136	7,306	52,062	59,335	258,000
自地域内	543	301	50,334	4,264	37,263	52,785	150,038
市内他地域	4,150	2,894	47,496	2,383	14,327	6,221	78,785
神奈川県他市	11,078	342	15,306	659	472	329	29,177
横浜市	4,530	0	2,650	0	73	109	7,524
厚木市	1,347	43	2,618	97	55	0	4,361
愛川町	37	227	3,084	353	253	0	4,106
川崎市	2,192	0	666	55	0	0	2,941
座間市	428	72	1,865	39	44	32	2,519
大和市	262	0	1,006	88	0	44	1,453
海老名市	659	0	507	0	0	0	1,282
綾瀬市	194	0	974	0	0	0	1,168
伊勢原市	335	0	299	0	0	0	634
藤沢市	284	0	163	0	0	0	534
平塚市	267	0	188	0	0	0	455
茅ヶ崎市	189	0	174	0	0	0	451
秦野市	175	0	161	0	0	0	336
鎌倉市	99	0	76	0	0	63	238
小田原市	0	0	124	0	0	0	124
横須賀市	0	0	82	0	0	0	110
東京都	14,943	385	10,454	610	590	81	27,529
東京区部	7,143	0	1,284	0	40	54	8,681
東京都多摩部	7,800	385	9,170	610	550	27	18,848
町田市	2,262	214	4,766	248	442	27	8,038
八王子市	2,370	86	2,481	193	53	0	5,238
多摩市	830	42	628	40	0	0	1,540
総計	31,498	3,950	125,648	7,916	52,652	59,449	288,724
市内比率	14.9%	80.9%	77.9%	84.0%	98.0%	99.3%	79.3%

城山

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	1,530	1,286	22,107	694	5,484	6,390	38,598
自地域内	0	189	7,814	166	3,650	5,863	18,238
市内他地域	538	1,060	12,407	528	1,786	527	17,397
神奈川県他市	992	37	1,886	0	48	0	2,963
愛川町	0	0	566	0	0	0	566
横浜市	353	0	181	0	21	0	555
厚木市	100	0	290	0	0	0	390
川崎市	126	0	157	0	0	0	283
平塚市	92	0	55	0	0	0	147
海老名市	0	0	133	0	0	0	133
藤沢市	47	0	53	0	0	0	100
茅ヶ崎市	94	0	0	0	0	0	94
大和市	41	0	41	0	0	0	82
座間市	53	0	0	0	0	0	53
綾瀬市	0	0	44	0	0	0	44
鎌倉市	44	0	0	0	0	0	44
秦野市	0	0	43	0	0	0	43
東京都	3,499	196	3,420	275	348	55	7,957
東京区部	1,366	0	90	0	0	0	1,456
東京都多摩部	2,133	196	3,330	275	348	55	6,501
町田市	714	116	1,816	187	46	28	3,038
八王子市	289	80	881	88	261	27	1,659
多摩市	181	0	46	0	0	0	227
総計	5,358	1,482	25,799	969	5,832	6,445	47,156
市内比率	10.0%	84.3%	78.4%	71.6%	93.2%	99.1%	75.6%

津久井

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	1,171	1,265	26,767	959	1,516	8,675	41,356
自地域内	0	413	11,856	439	988	8,509	22,877
市内他地域	408	799	10,985	466	473	166	13,600
神奈川県他市	763	53	3,926	54	55	0	4,879
横浜市	0	0	1,027	0	0	0	1,027
座間市	450	0	288	0	0	0	738
厚木市	0	0	703	0	0	0	703
大和市	0	0	488	0	0	0	488
川崎市	133	0	148	0	0	0	281
愛川町	0	0	176	0	0	0	176
海老名市	0	0	163	0	0	0	163
藤沢市	0	0	142	0	0	0	142
伊勢原市	102	0	37	0	0	0	139
綾瀬市	0	0	123	0	0	0	123
茅ヶ崎市	78	0	37	0	0	0	115
秦野市	0	0	37	0	0	0	65
横須賀市	0	0	58	0	0	0	58
東京都	1,577	60	2,344	151	0	94	4,226
東京区部	595	0	180	42	0	0	817
東京多摩部	982	60	2,164	109	0	94	3,409
町田市	251	0	1,094	40	0	36	1,421
八王子市	298	0	481	0	0	0	779
多摩市	42	0	158	28	0	0	228
総計	2,880	1,325	29,448	1,110	1,516	8,816	46,098
市内比率	14.2%	91.5%	77.6%	81.5%	96.4%	98.4%	79.1%

相模湖

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	1,261	277	8,252	249	0	2,865	13,745
自地域内	0	212	3,895	104	0	2,609	7,506
市内他地域	329	65	3,674	145	0	256	4,524
神奈川県他市	932	0	683	0	0	0	1,715
横浜市	203	0	75	0	0	0	278
厚木市	217	0	0	0	0	0	217
大和市	139	0	68	0	0	0	207
川崎市	190	0	0	0	0	0	190
愛川町	0	0	154	0	0	0	154
藤沢市	93	0	27	0	0	0	120
伊勢原市	44	0	52	0	0	0	96
綾瀬市	46	0	44	0	0	0	90
小田原市	0	0	43	0	0	0	43
鎌倉市	0	0	37	0	0	0	37
東京都	1,971	0	1,239	0	98	0	3,338
東京区部	534	0	76	0	38	0	648
東京多摩部	1,437	0	1,163	0	60	0	2,690
町田市	761	0	831	0	60	0	1,682
八王子市	47	0	191	0	0	0	238
多摩市	42	0	0	0	0	0	42
総計	3,608	277	9,867	249	98	2,865	17,835
市内比率	9.1%	100.0%	76.7%	100.0%	0.0%	100.0%	67.5%

藤野

ゾーン	鉄道・地下鉄	路線バス・都電	自動車	2輪車	自転車	徒歩	合計
神奈川県	837	648	8,548	163	54	2,013	12,564
自地域内	82	556	5,747	82	54	2,013	8,792
市内他地域	473	54	2,148	44	0	0	2,762
神奈川県他市	282	38	653	37	0	0	1,010
横浜市	0	0	172	0	0	0	172
座間市	111	0	28	0	0	0	139
厚木市	0	0	92	0	0	0	92
大和市	0	0	77	0	0	0	77
川崎市	74	0	0	0	0	0	74
愛川町	0	0	68	0	0	0	68
伊勢原市	0	0	66	0	0	0	66
茅ヶ崎市	0	0	0	37	0	0	37
小田原市	0	0	32	0	0	0	32
東京都	1,747	0	1,140	46	0	28	3,083
東京区部	428	0	77	0	0	0	505
東京多摩部	1,319	0	1,063	46	0	28	2,578
町田市	604	0	427	0	0	28	1,122
八王子市	81	0	0	0	0	0	81
多摩市	47	0	0	0	0	0	47
総計	2,670	648	10,594	250	96	2,125	16,843
市内比率	20.8%	94.1%	74.5%	50.4%	56.3%	94.7%	68.6%

相模原市内地域間パーソントリップ(総数)

発ゾーン	着ゾーン	大野南・東林	大野中・大野北	相模台・相武台・新磯・麻溝	橋本・小山・清新・中央	大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山	津久井	相模湖	藤野	総計
大野南・東林		141,838	13,030	15,361	4,461	4,499	208	182	54	179,633
大野中・大野北		12,884	125,605	7,861	16,860	20,109	1,008	796	192	185,437
相模台・相武台・新磯・麻溝		15,689	7,896	61,653	4,505	12,573	345	278	163	103,102
橋本・小山・清新・中央		4,044	17,732	4,462	137,238	34,760	8,618	4,079	608	212,069
大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山		4,240	20,132	12,946	34,107	150,038	3,817	2,727	305	228,823
津久井		266	914	268	7,945	3,921	18,238	3,319	571	35,635
相模湖		145	969	239	4,148	2,804	2,574	22,877	1,906	36,477
藤野		97	133	206	725	477	527	1,746	7,506	613
総計		179,203	186,493	102,996	210,564	229,657	35,528	36,815	11,930	1,004,760

相模原市内地域間パーソントリップ(鉄道)

発ゾーン	着ゾーン	大野南・東林	大野中・大野北	相模台・相武台・新磯・麻溝	橋本・小山・清新・中央	大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山	津久井	相模湖	藤野	総計
大野南・東林		2,057	1,278	1,113	1,351	642	103	86	0	6,630
大野中・大野北		1,560	1,723	399	2,940	871	215	93	41	7,870
相模台・相武台・新磯・麻溝		988	482	946	589	477	85	43	42	3,652
橋本・小山・清新・中央		1,275	3,397	636	2,418	1,827	63	27	80	9,936
大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山		649	714	311	1,881	543	139	129	128	4,693
津久井		103	172	42	0	182	0	0	0	538
相模湖		86	93	43	57	129	0	0	0	408
藤野		0	41	43	80	128	0	0	0	329
総計		6,718	7,928	3,533	9,529	4,955	644	378	328	34,611

相模原市内地域間パーソントリップ(徒歩)

発ゾーン	着ゾーン	大野南・東林	大野中・大野北	相模台・相武台・新磯・麻溝	橋本・小山・清新・中央	大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山	津久井	相模湖	藤野	総計
大野南・東林		72,183	1,724	2,510	183	99	0	0	54	76,753
大野中・大野北		1,857	56,733	140	2,498	1,719	0	0	0	62,947
相模台・相武台・新磯・麻溝		2,545	240	25,211	69	654	0	0	27	28,746
橋本・小山・清新・中央		64	2,238	69	60,365	3,238	428	0	43	66,445
大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山		148	1,842	652	3,428	52,785	151	0	0	59,006
津久井		0	0	0	321	206	5,863	0	0	6,390
相模湖		0	0	0	0	31	0	8,509	108	8,675
藤野		54	55	27	43	0	0	77	2,609	2,865
総計		76,851	62,832	28,609	66,907	58,732	6,442	8,586	2,841	313,840

地域内交通比率

大野南・東林	79.0%	最大値:	79.0%
大野中・大野北	67.7%	最小値:	51.2%
相模台・相武台・新磯・麻溝	59.8%		
橋本・小山・清新・中央	64.7%		
大沢・田名・横山・星が丘・光が丘・城山	65.6%		
津久井	51.2%		
相模湖	62.7%		
藤野	62.4%		
	76.1%		